

第 112 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 27 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 仮議題
4-(2)	第 27 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 主な検討議題
5-(1)	第 44 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 仮議題
5-(2)	第 44 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 主な検討議題
6-(1)	第 54 回 食品添加物部会 (CCFA) 議題
6-(2)	第 54 回 食品添加物部会 (CCFA) 概要
7-(1)	第 43 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 議題
7-(2)	第 43 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要

第 112 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 6 年 9 月 5 日（木）

14:00 ～ 16:30

場所：AP 虎ノ門 C+D ルーム

（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第27回 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）
- ・ 第44回 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第54回 食品添加物部会（CCFA）
- ・ 第43回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

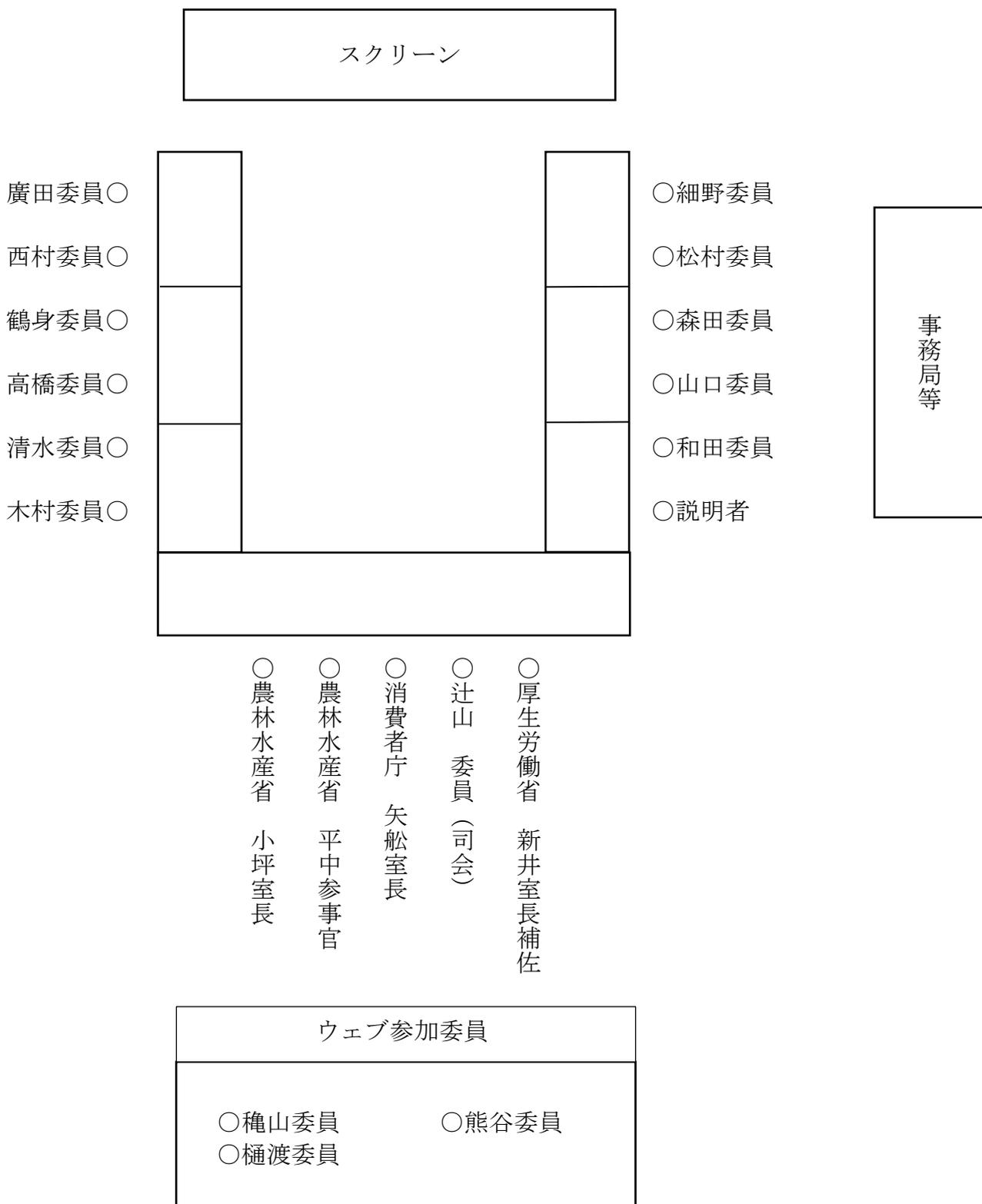
令和 6 年 7 月 26 日現在

(敬称略 50 音順)

あきやま 穠山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
きむら 木村	たま ^よ 代	主婦連合会 国際規格化推進マネージャー
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 食品開発学科 教授
しみず 清水	たかし 隆司	一般社団法人 J ミルク 国際委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
にしむら 西村	りょう 亮	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ひわたし 樋渡	ゆき 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 委員
ほその 細野	ひでかず 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部 品質保証推進部 専任部長
まつむら 松村	まさひこ 雅彦	一般社団法人 日本食品添加物協会 専務理事
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 112 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 6 年 9 月 5 日 (木) 14:00~16:30
AP 虎ノ門 C+D ルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画
第 27 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時：2024 年 9 月 16 日（月）～9 月 20 日（金）

場所：ケアンズ（議長国：オーストラリア）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
4	同等性に係るガイドラインの統合原案（ステップ 4）
5	食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案（ステップ 4）
6	食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則（CXG60-2006）の改訂及び更新原案（ステップ 4）
7	輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関する討議文書
8	衛生要件の標準化に関する討議文書
9	新たな世界規模の課題に関するリストの見直し及び更新 -付属書 A の見直し及び更新-新たな世界規模の課題に関するリスト -新たな世界規模の課題に関する新規作業提案
10	その他の事項
11	次回の開催日及び開催地
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 27 回コーデックス食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題

日時：2024 年 9 月 16 日（月）～9 月 20 日（金）

場所：ケアンズ（議長国：オーストラリア）

仮議題 1 議題の採択

今回の部会で検討する議題の確認であり、適宜対処したい。

仮議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

関係する事項の報告がなされる予定のところ、適宜聴取したい。

仮議題 3 CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告

国際連合食糧農業機関 (FAO)、世界保健機関 (WHO)、国際連合工業開発機関 (UNIDO)、世界貿易機関 (WTO)、規格及び通商開発機構 (STDF) 及び経済協力開発機構 (OECD)、から本部会に関係する報告がなされる予定である。適宜聴取したい。

仮議題 4 同等性に係るガイドラインの統合原案 (ステップ 4)

(経緯)

本作業は、同等性に関する既存の CCFICS の文書について統合するもの。「同等性」とは、輸出入国の食品管理システム (National Food Control System; NFCS) が食品安全を含む管理に関する措置が異なる場合でも、同レベルの保護水準を達成する制度を有することが証明された場合には、同等の措置として認める概念。

前回 (第 26 回) 会合 (2023) において、前回会合での討議を踏まえて電子的作業部会を再設置し、今次 (第 27 回) 会合に向けて作業することが合意された (議長国：ニュージーランド、共同議長国：米国、ケニア)。

統合案は、①序論、②目的、③範囲、④定義／原則、⑤事前協議、⑥プロセスステップ、⑦合意内容の文書化及び決定事項、⑧メンテナンスの 8 つのセクションからなり、既存の「食品輸出入検査及び認証に関する同等性協定の策定に関するガイドライン (CXG34-1999)」、「食品検査及び認証制度に係る衛生措置の同等性の判断に関するガイドライン (CXG53-2003)」、「国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン (CXG101-2023)」を主として、

その他の関連文書からの引用により再構築されている。

今次会合及び前日に開催される物理的作業部会では、電子的作業部会を経て作成された本統合原案を基に検討を行う。

(検討事項)

電子的作業部会で検討された主な内容

- ・「貿易条件」という文言を「貿易要件」に変更する。
- ・国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン (CXG101-2023) を合理的な範囲で使用し、定義については他の既存の CCFICS の文書から微修正の上、引用する。
- ・その他、読み手の理解のため説明の順序の入れ替え等を行う。

(対処方針)

本文書の策定後の既存文書の廃止等の取扱について明確にした上で、既存文書の要素をどこまで含めるか、含めないか作業を進める必要がある。

また、直近で議論し採択された CXG101-2023 において合意された内容等との齟齬がないよう、適宜対処したい。

仮議題5 食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案 (ステップ4)

(経緯)

本作業は、食品安全及び食品貿易の公正な取引における食品偽装の防止及びその管理に関するガイドラインを作成しようとするもの。

前々回 (第25回) 会合 (2021) において提案文書を確認し、第44回総会 (2021) において、新規作業として承認された。

ガイドライン原案は①序論、②目的／範囲、③定義、④食品偽装の種類、⑤原則、⑥役割と責務、⑦当局による関連活動、⑧当局間の協力及び情報共有の構成となっている。前回会合では、電子的作業部会を設置し、ガイドライン原案をステップ2／3に戻して前回会合にて議論した内容を踏まえ再起草することが合意された (議長国：米国、共同議長国：英国、中国、EU、イラン)。

今次会合では、前回会合での意見及び電子的作業部会を経て作成された原案を基に検討を行う。

(検討事項)

- ・目的／範囲の脚注への地理的表示保護制度 (Geographic Indicator; GI) を含む知的財産に関する記載の要否については、前回会合で各国の意見が分かれ、

CCFICS 議長から総会及び執行委員会議長宛てに助言を求めている。

- ・食用動物のための飼料について含めるか、等。

(対処方針)

GI に関してはコーデックスの所掌とは異なるとの認識であるが、総会及び執行委員会議長からの助言を踏まえること、また、飼料についてはヒトの食品の安全性に影響を与える範囲のみがコーデックスの所掌と考えられることを踏まえ、消費者の健康保護及び食品貿易の公正な取引の保証のために、必要な範囲を本ガイダンスの対象とすべきとの立場で対処したい。

仮議題 6 食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則 (CXG60-2006) の改訂及び更新原案 (ステップ 4)

(経緯)

前回 (第 26 回) 会合 (2023) において、昨今のトレーサビリティシステムの近代化を踏まえ、既存の「食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則 (CXG 60-2006)」の改訂及び更新に関する作業を開始することとし、新規作業承認のためプロジェクト文書を第 46 回総会 (2023) に送付し、承認を得た。電子的作業部会を設置することに合意し、今次会合で検討することとされた (議長国：米国、共同議長国：英国、オーストラリア、エクアドル、ホンジュラス)。

(検討事項)

電子的作業部会で検討された主な内容

- ・改訂文書は現行の原則に加えて、ガイドラインの要素を含める。
- ・当局が NFCS にトレーサビリティ若しくは製品トレーシングを導入するか検討するためのガイダンス要素を追加する。
- ・定義、責務、原則のセクションについては概ね合意しているものの、法的要件についてはさらなる検討が必要である。

(対処方針)

効率的なトレーサビリティ/製品トレーシングは、食品に起因する事案の発生時での速やかな原因及び影響のある製品の特定に有効である。フードチェーン全体での運用が重要であることから、事業規模によらない実行可能性を考慮し、過剰な要求とならないように、適宜対処したい。

仮議題 7 輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関する討議文書 (経緯)

本討議文書は、輸入国からの様々な理由による輸入却下による損害が大きいことや食品ロス対策の観点から輸出国や輸出者による不服申し立てのメカニズムの必要性について、前回会合においてインドから新規作業提案されたもので、バーチャルワークショップ（2024）を経て作成された本討議文書を基に、今次会合において検討を行うもの。

(検討事項)

- ・現行の各国制度では輸入者による不服申し立てのみであり、輸出国や輸出者による不服申し立てのメカニズムが必要。
- ・UNIDO のナレッジハブによると、2010 年から 2022 年まで主要 15 輸出国の輸入時の却下理由の最も割合が高いのが食品表示によるものであり、食品の安全性に直接関係のない場合、不服申し立てにより再表示等が認められれば食品ロスによる損出が回避できる。
- ・却下された食品の措置として、廃棄処分のみの場合や条件付きで再表示、積み戻し、食用外転用等が認められている場合もあるが、統一されていない。
- ・加盟国による透明性及び調和された不服申し立ての仕組みを導入するためのガイダンスを作成する。

(対処方針)

輸入時における却下に対する不服申し立ては、当事者である輸入者が個別食品の処分に対して行うものであり、当事者以外の第 3 者や輸出国政府が行うものではない。また、廃棄以外の選択肢を認めるようルール変更を輸入国に申し入れることとは趣旨が異なる。

輸出国による不服申し立てのメカニズムについては、WTO に既存の不服申し立ての手続きが存在しており、新たに文書作成する必要性は低いとの立場から、適宜対処したい。

仮議題 8 衛生要件の標準化に関する討議文書

(経緯)

本討議文書は、衛生要件について各国の要件に柔軟性を持たせつつ標準化を行い、通関手続きの簡素化及び迅速化を促進することを目的として、前回会合においてブラジルから新規作業提案されたもので、バーチャルワークショップ（2024）を経て作成された本討議文書を基に、今次会合において再検討するも

の。

(検討事項)

- ・輸出入国間でやりとりされる衛生証明書の衛生要件に係る情報の構文を標準化する。
- ・パイロットプロジェクトを通じて、輸出国で使用されている衛生証明書の衛生要件に係る課題の抽出を行う。

(対処方針)

証明書の衛生要件の標準化を行うことは、通関手続きの簡素化及び迅速化を促進に有効である。

既存の衛生証明書の取扱いを維持し必要な検討をすることは支持しつつ、過剰な要求とならないよう、また各国独自の要件については柔軟に対応できることが重要である。提案されたプロジェクト文書については、今後の作業の方向性、成果物等が未だ不明瞭であることから、各国の意見を十分に聴取し、適宜対処したい。

仮議題 9 新たな世界規模の課題に関するリストの見直し及び更新

(経緯)

第 20 回会合 (2013) から開始された常設の作業であり、世界規模での課題に対し、CCFICS で今後対応すべきものか、優先順位付けをするための付属文書であり、各部会の開催に先立って見直し及び更新をしているもの。

今次会合でも、前回会合、電子的作業部会及びバーチャルワークショップ (2024) での意見を踏まえ更新された本文書を元に検討を行う。

(検討事項)

前回会合文書からの主な見直し

- ・付属書 A に掲載されていた課題の内、既に作業が始まっているものを削除する。
- ・ノルウェーが提案する新規作業－施設リストに関する討議文書 (CX/FICS 24/27/9 Add. 1)

昨今、食品の貿易における認定施設のリスト化については要求が増えているが、リストに含むべき項目や要件も輸出先により異なること、施設情報の更新及び最新版の維持が必要なことから、輸出国の当局及び事業者等において負担も大きい。

既存のコーデックス文書において、「認定施設のリスト」の記載はあるものの、そのリストに関する項目、フォーマット、役割及び責務等は示されていないため、「食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン(CXG89-2016)」の改訂を提案するもの。

・オーストラリアが提案する新規作業—国家食品管理システム (NFCS) におけるデジタル化に関する討議文書 (CX/FICS 24/27/9 Add. 2)

CCFICS の既存文書及び現在策定中の文書において、「デジタル化」に関する記載があるところ、データ標準と統合、データセキュリティ、データの所有権や透明性の確保等、共通する課題も多いことから、今後策定される文書も考慮し、上位文書としてデジタル化に関する原則の策定を提案するもの。

(対処方針)

施設リストを含めた「食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン(CXG89-2016)」の改訂及びデジタル化に関する原則の策定等、必要に応じた CCFICS の既存文書の横断的な見直しについては、作業優先順位を付けて進める必要があることから、各国の意見を十分に聴取し、適宜対処したい。

仮議題 10 その他の事項

適宜対処したい。

仮議題 11 次回の開催日及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 12 報告書の採択

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第27回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

主な検討議題

1

食品輸出入・検査認証制度部会

Codex Committee on Food Import and Export Inspection and Certification Systems (CCFICS)

TOR 消費者の健康保護及び食品貿易の公正な取引の確保を目的として、

- 食品貿易上の方法や手順の調和のため、食品の輸入及び輸出検査及び認証制度に関する原則及びガイドラインの策定する。
- 食品が要件に準拠していることを保証するために、輸出入国の管轄当局による措置の適用に関する原則とガイドラインを策定する。
- 品質保証システムの利用により、食品が要件に適合していることを保証し、これらのシステムの承認を促進することによる二国間/多国間協定の下での食品の取引を促進するためのガイドラインを作成する。
- 国際的な調和のため、各国が要求する可能性のある公的証明書の形式、記載事項及び文言に関するガイドライン及び基準を作成する。
- 食品の輸出入管理に関連する情報交換に関する勧告を行う。

議長国 オーストラリア

開催頻度 1回／約18か月

第27回	2024年9月16～20日	オーストラリア(ケアンズ)※バーチャル参加国にも発言権あり
第26回	2023年5月1～5日	オーストラリア(ホバート)※バーチャル参加国にも発言権あり
第25回	2021年5月31日～6月8日	バーチャル会合形式にて開催
第24回	2018年10月22日～26日	オーストラリア(ブリスベン)
第23回	2017年5月1日～5日	メキシコ(メキシコシティ)

主要課題の検討内容

- 仮議題1 議題の採択
- 仮議題2 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
- 仮議題3 CCFICS の作業に係るFAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
- 仮議題4 同等性に係るガイドラインの統合原案(ステップ4)
- 仮議題5 食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案(ステップ4)
- 仮議題6 食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則(CXG60-2006)の改訂及び更新原案(ステップ4)
- 仮議題7 輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関する討議文書
- 仮議題8 衛生要件の標準化に関する討議文書
- 仮議題9 新たな世界規模の課題に関するリストの見直し及び更新
 - 付属書Aの見直し及び更新－新たな世界規模の課題に関するリスト
 - 新たな世界規模の課題に関する新規作業提案
- 仮議題10 その他の事項
- 仮議題11 次回の開催日及び開催地
- 仮議題12 報告書の採択

3

仮議題4 同等性に係るガイドラインの統合原案(ステップ4)

本部会ではこれまでに「同等性」に関するガイドライン及び「同等性」の内容を含む関連文書を多数策定しており、それらの同等性に関する規定を統合することを目的としている。

※「システムの同等性」とは、輸出入国のNational Food Control System (NFCS: 国の食品管理システム)が、食品安全を含むコントロールに関する措置が異なっている場合でも、同レベルの保護水準を達成する制度を有することが証明された場合には、同等の措置として認める概念。

主な論点

- ・既存の同等性に関する規定を統合することを目的に、既存のガイドラインの規定内容の比較等を行っている。
- ・統合案は、①序論、②目的、③範囲、④定義／原則、⑤事前協議、⑥プロセスステップ、⑦合意内容の文書化及び決定事項、⑧メンテナンスの8つのセクションからなり、関連文書からの引用により再構築されている。

(既存文書)◇食品輸出入検査及び認証システムにおける同等性協定の策定に関するガイドライン(CXG 34-1995)
◇食品検査及び認証制度に係る衛生措置の同等性の判断に関するガイドライン(CXG 53-2003)
◇国のシステム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案(CXG 101-2023)
◇食品輸出入検査及び認証システムの設計、運用、評価、認定に関するガイドライン(CXG 26-1997)
◇国の食品管理システムに関するガイドライン(CXG 82-2013)
◇食品輸入管理システムに関するガイドライン(CXG 47-2003)
◇食品貿易における輸出入国間での情報交換に関する原則及びガイドライン(CXG 89-2016)

対処方針

- ・直近で議論し採択されたCXG101-2023において合意された内容等との齟齬がないよう、適宜対処したい。

仮議題5

食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案 (ステップ4)

食品システムの複雑化と食品の世界的な貿易取引により、食品サプライチェーンは食品偽装に対して脆弱になっており、食品安全当局、関係機関及び食品事業者に対して食品偽装の探知、防止、緩和及び管理に関する実用的なガイドラインを提供する。

主な論点

- ・ガイドライン原案は①序論、②目的／範囲、③定義、④食品偽装の種類、⑤原則、⑥役割と責務、⑦当局による関連活動、⑧当局間の協力及び情報共有の構成となっている。
- ・目的／範囲の脚注への地理的表示保護制度(Geographic Indicator; GI)を含む知的財産に関する記載の要否については、前回会合で各国の意見が分かれ、CCFICS議長から総会及び執行委員会議長宛てに助言を求めているところ。
- ・対象に食用動物のための飼料について含めるか、等。

対処方針

- ・GIに関してはコーデックスの所掌とは異なるとの認識であるが、総会及び執行委員会議長からの助言を踏まえて対応すべき。
- ・飼料についてはヒトの食品の安全性に影響を与える範囲のみがコーデックスの所掌と考えられることを踏まえ、消費者の健康保護及び食品貿易の公正な取引の保証のために、必要な範囲を本ガイドラインの対象とすべきとの立場で対処したい。

5

仮議題6

食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則(CXG60-2006)の改訂及び更新原案(ステップ4)

昨今のトレーサビリティシステムの近代化を踏まえた、既存の「食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則(CXG 60-2006)」の改訂・更新を提案するもの。

主な論点

- ・改訂文書は現行の原則に加えて、ガイドラインの要素を含める。
- ・当局がNFCSIにトレーサビリティ若しくは製品トレーシングを導入するか検討するためのガイダンス要素を追加する。

<現行の原則(CXG60-2006)の構成>

- ◆ 範囲
- ◆ 定義
- ◆ 原則
- ◆ デザイン
- ◆ 適用



<改訂案の構成>

- ◆ 序文
- ◆ 範囲
- ◆ 定義
- ◆ 原則
(責務、法的要件、好事例、情報保護、情報共有と協力)

対処方針

- ・効率的なトレーサビリティ／製品トレーシングは、食品に起因する事案の発生時での速やかな原因及び影響のある製品の特定に有効である。
- ・フードチェーン全体での運用が重要であることから、事業規模によらない実行可能性を考慮し、過剰な要求とならないように、適宜対処したい。

仮議題7

輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関する討議文書 (新規作業提案)

輸入国からの様々な理由による輸入却下による損害が大きいことや食品ロス対策の観点から、現行各国制度下では、輸入者のみ可能な不服申し立てについて、輸出国や輸出者からでもできるようなメカニズムの策定について提案されたもの。

主な論点

- ・UNIDOのナレッジハブによると、2010年から2022年まで主要15輸出国の輸入時の却下理由の最も割合が高いのが食品表示によるものであり、食品の安全性に直接関係のない場合、不服申し立てにより再表示等が認められれば食品ロスによる損出が回避できる。
- ・却下された食品の措置として、廃棄処分のみの場合や条件付きで再表示、積み戻し、食用外転用等が認められている場合もあるが、統一されていない。
- ・加盟国による透明性及び調和された不服申し立ての仕組みを導入するためのガイダンスを作成する。

対処方針

- ・輸入時における却下に対する不服申し立ては、当事者である輸入者が個別食品の処分に対して行うものであり、当事者以外の第3者や輸出国政府が行うものではない。また、廃棄以外の選択肢を認めるようルール変更を輸入国に申し入れることとは趣旨が異なる。
- ・輸出国による不服申し立てのメカニズムについては、WTOに既存の不服申し立ての手続きが存在しており、新たに文書作成する必要性は低いとの立場から、適宜対処したい。

7

仮議題8

衛生要件の標準化に関する討議文書 (新規作業提案)

衛生証明書の衛生要件について各国の要件に柔軟性を持たせつつ標準化を行い、通関手続きの簡素化及び迅速化を促進することを目的として、提案されたもの。

主な論点

- ・輸出入国間でやりとりされる衛生証明書の衛生要件に係る情報の構文を標準化する。
- ・パイロットプロジェクトを通じて、輸出国で使用されている衛生証明書の衛生要件に係る課題の抽出を行う。

<証明要件例>

例えば、「本製品は衛生的に取り扱われている」という証明も各国により異なる表現が用いられており、データ負荷となっている。

- ・ *The products were obtained in hygienic conditions;*
- ・ *The products were processed in hygienic conditions;*
- ・ *The products were packaged in hygienic conditions;*
- ・ *The products were packed in hygienic conditions;*
- ・ *The products do not contain neither they have been added substance harmful to human health;*

対処方針

- ・証明書の衛生要件の標準化を行うことは、通関手続きの簡素化及び迅速化を促進に有効。
- ・既存の衛生証明書の取扱いを維持し必要な検討は支持しつつ、過剰な要求とならないよう、各国独自の要件については柔軟に対応できることが重要である。
- ・提案されたプロジェクト文書については、今後の作業の方向性、成果物等が未だ不明瞭であることから、各国の意見を十分に聴取し、適宜対処したい。

8

仮議題9

新たな世界規模の課題に関するリストの見直し及び更新

主な論点

新規作業提案 施設リストに関する討議文書

昨今、食品の貿易における認定施設のリスト化については要求が増えている。リストに含むべき項目や要件も輸出先により異なること、施設情報の更新及び最新版の維持が必要なことから、輸出国の当局及び事業者等において負担も大きい。

既存文書において、「認定施設のリスト」の記載はあるものの、そのリストに関する項目、フォーマット、役割及び責務等は示されていないため、「食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン(CXG89-2016)」の改訂を提案されたもの。

新規作業提案 国家食品管理システム(NFCS)におけるデジタル化に関する討議文書

既存文書において、「デジタル化」に関する記載があるところ、データ標準と統合、データセキュリティ、データの所有権や透明性の確保等、共通する課題も多いことから、今後策定される文書も考慮し、上位文書としてデジタル化に関する原則の策定を提案されたもの。

対処方針

- ・CCFICSの既存文書の横断的な見直しについては、作業優先順位を付けて進める必要があることから、各国の意見を十分に聴取し、適宜対処したい。

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 44 回栄養・特殊用途食品部会**

日時：2024 年 10 月 2 日（水）～ 6 日（日）

場所：ドレスデン（ドイツ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4	6～36 か月齢児の栄養参照量
5	いくつかの食品添加物の技術的正当性
6	優先付けメカニズム/新たな課題と新規作業
7	CCNFSDU の範囲内のテキストのレビュー
8	乳児用調製乳等に用いるフルクタン、 β -カロテン及びリコピンに関する討議文書
9	フォローアップフォーミュラにおける炭水化物源の甘味の評価に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

※9 月 30 日（月）10 月 1 日（火）に仮議題 4 及び仮議題 6 に関する物理的作業部会を開催。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 44 回コーデックス栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時：2024 年 10 月 2 日（水）～6 日（日）

場所：ドレスデン（ドイツ）

主要議題の検討内容

仮議題 1：議題の採択

事前に示されている仮議題案の採択を支持したい。

仮議題 2：コーデックス総会及び各部会からの付託事項

情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 3：FAO/WHO から提起された関心事項

情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 4：6～36 か月齢児の栄養参照量

仮議題 4. 1：6～36 か月齢児の栄養参照量の設定に関する一般原則（ステップ 7）

仮議題 4. 2：6～36 か月齢児の栄養参照量(ステップ 4)

(経緯)

第 37 回部会（2015 年）から、年長乳児（6～12 か月）及び年少幼児（12～36 か月）の栄養参照量（NRVs-R）を設定するために議論している。第 43 回部会（2023 年）では、①6～36 か月齢児の栄養参照量の設定に関する一般原則、②一般原則の適用に関する試験的な段階アプローチについて議論し、アイルランドを議長国、コスタリカ及び米国を共同議長国とする電子的作業部会（EWG）を設置し、一般原則案の修正を踏まえた試験的な段階アプローチ案の見直し及び2つの年齢区分を組み合わせた値を開発すること、修正した試験的な段階アプローチ案を適用し、他の栄養素の NRVs-R の算出することで合意した。

部会前日に開催する物理的作業部会（PWG）と今次部会では、EWG の議長国であるアイルランド並びに共同議長国であるコスタリカ及び米国の取りまとめた①年長乳児及び年少幼児の栄養参照量の設定に関する一般原則（特に、目安量の定義、2つの年齢区分を組み合わせた値では中央値を用いること）と②一般原則の適用に関する試験的な段階アプローチ（特に、当該アプローチでは FAO/WHO 及び FAO/WHO 以外の認められた権威のある科学機関（RASBs: recognized authoritative scientific bodies）が過去 10 年間に公表したデータを用いること）について議論する見込みである。

(対処方針)

日本人の食事摂取基準や食品表示基準で規定する栄養素等表示基準値の考え方を踏まえて、科学的根拠に基づき検討すべきという立場で、適宜対処したい。

仮議題 5：いくつかの食品添加物の技術的正当性

(経緯)

第 38 回部会 (2016 年) から、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による評価のための食品添加物の優先リストに載せることを目的とした食品添加物の技術的正当性を評価するためのメカニズムや枠組みを議論している。第 43 回部会 (2023 年) では、①国際特殊用途食品産業会 (International Special Dietary Foods Industries: ISDI) から提示された低アシル化精製ジェランガム (INS 418)、アスコルビン酸パルミチン酸エステル (INS 304)、ミックストコフェロール (INS 307b) 及びリン酸塩類 (INS 339(i)、339(ii)、339(iii)、INS 340(i)、340(ii)、340(iii)) の技術的正当性、及び②食品添加物の技術的正当性を見直すための計画案について議論し、EU を議長とする EWG を設置し、バッチ 2 の食品添加物の安全性評価に関する情報収集をすること、乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) で使用するための技術的正当性を検討するためのフレームワークを使用した情報収集をすること、得られた情報の評価及び次回部会への勧告の提出することで合意した。

今次部会では、EWG の結論として、乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) に適合する食品において、グアーガム (INS 412)、リン酸二デンプン (INS 1412)、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン (INS 1413)、アセチル化リン酸架橋デンプン (INS 1414)、ヒドロキシプロピルデンプン (INS 1440) を使用するための技術的な必要性はなかったことから、EWG の結論を承認し、食品添加物部会に報告することについて議論する見込みである。

(対処方針)

当該議論の方向性を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 6：優先付けメカニズム/新たな課題と新規作業

仮議題 6. 1：新規作業の同定及び優先付けのための予備評価のためのガイドライン

仮議題 6. 2：新たな課題/新規作業のための提案

(経緯)

第 40 回部会 (2018 年) において、CCNFSDU の作業が滞っていることから、第 75 回執行委員会 (2018 年) の要請に応じて、議長国のドイツが、これまでに完了した作業、部会で進められなかった作業、現在進行中の作業及び今後提起されそうな問題を整理した文書を作成し、当該部会の作業を優先順位付けする長期的な作業管理スキームを議論している。

第 43 回部会 (2023 年) では、優先順位付けガイドライン案とメンバー国から提出された作業提案を踏まえて、優先順位付けメカニズムを検討し、ガイドライン案について、判断基準の 1 つである健康への影響では、ポジティブな影響だけでなくネガティブな影響を考慮すべきであること、自己申告で各影響を評価するには課題があることについて議論したが、合意には至らなかった。また、第 43 回部会に提出された新規作業提案は、

範囲が不明確なものが多かったため、範囲が明確であるかを決定木に追加することとなった。その上で、カナダを議長国、ドイツを共同議長国とする EWG を設置し、判断基準及び決定木を含む優先付けガイドライン案の修正すること、次回部会での優先順位付けガイドライン案の試験導入を準備すること、次回部会前に必要に応じて PWG を開催することで合意した。

部会前日に開催する PWG と今次部会では、優先付けガイドライン案について議論する見込みである。また、①栄養表示に関するコーデックスガイドライン（CXG 2-1985）に含まれる食物繊維の定義の修正作業（カロリー・コントロール・カウンシル）、②植物由来及び代替たんぱく質から製造された食品及び飲料の栄養組成に関する一般原則を含むガイドライン（カナダ及び米国）、③年長乳児及び年少幼児向けの補完食に関する基準を策定するための新規作業（米国）の3つの提案についても検討する見込みである。

（対処方針）

優先付けガイドライン案については、当該議論の方向性を注視しつつ、適宜対処したい。また、個別の提案については、CCNFSDU として議論すべき内容であるかを踏まえて、適宜対処したい。

仮議題 6. 21：食品及び食品サプリメントに用いる調和したプロバイオティクスのガイドラインの討議文書

（経緯）

第 43 回部会（2023 年）では、アルゼンチン及びマレーシアから食品及び食品サプリメントに用いる調和したプロバイオティクスのガイドラインの新規作業が提案されたが、新規作業とすることに対してインドネシア、インド、ケニア、ベトナム、エジプト、フィリピン、サウジアラビア、シンガポール、中国（共同議長を希望）、スーダン、コスタリカ、ニジェール、ボツワナ等が支持した。一方、EU、米国、カナダ、ニュージーランド等は範囲が不明確であること等を理由に反対した。その上で、アルゼンチンを議長国、中国及びマレーシアを共同議長国とする EWG を設置し、ガイドラインの範囲、食品安全の影響及び FAO/WHO への科学的助言の必要性を再検討すること、次回部会において新規作業提案の議論ができるよう討議文書を修正することで合意した。

部会前日に開催する PWG と今次部会では、EWG の議長国であるアルゼンチン並びに共同議長国である中国及びマレーシアの取りまとめた①提案について検討した上で、②第 47 回総会に新規作業として提案することについて議論する見込みである。

（対処方針）

当該議論の方向性を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 7：CCNFSDU の範囲内のテキストのレビュー

（経緯）

第 43 回部会（2023 年）では、PWG から CCNFSDU に、他のコーデックス規格との関連

性、一貫性及び最新の科学的根拠を担保するために、CCNFSDU の規格の点検を実施するよう勧告があったことを踏まえて、コーデックス事務局が FAO/WHO の支援のもと、この作業に着手し、次回部会に報告することに合意した。

今次部会では、①CCNFSDU の規格をレビューするためにコーデックス委員会が定める手続きマニュアルなどの既存の手順を使用すること、②新規作業提案を求める定期的な回付文書に応じて、既存の規格の修正等を提案するようメンバー国に推奨すること、③乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) において特定された修正 (フォローアップフォーミュラ等規格 (CXS 156-1987) との整合を取るための修正) を第 47 回総会に検討および承認を要請すること、④CCNFSDU が開発した既存の規格を、仮議題 6 (優先付けメカニズム/新たな課題と新規作業) に含めるよう CCNFSDU 事務局に要請することについて議論する見込みである。

(対処方針)

当該議論の方向性を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 8 : 乳児用調製乳等に用いるフルクタン、β-カロテン及びリコピンに関する討議文書

(経緯)

第 43 回部会 (2023 年) では、乳児用調製乳におけるフルクタン、β-カロテン及びリコピンの分析方法に関する第 41 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) (2021 年) からの要請に対し、これらの分析方法の提案を支持する理由を議論し、米国を議長国とする EWG を設置し、乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) における任意成分としてのフルクタン、β-カロテン、リコピンの利用を見直すこと、フルクタン、β-カロテン、リコピンの安全性と適合性に関する勧告を作成して次回部会に提出すること、次回部会での議論のための報告書を提出することで合意した。

今次部会では、①β-カロテンについては、CCMAS に対して、タイプ II 法として CXS 72-1981 で AOAC2016.13 を承認するよう要請すること、②フルクタンについては、CCMAS に対して、タイプ II 法として CXS 72-1981 で AOAC2016.14 を承認するよう要請すること、③リコピンについては、現時点で使用するための分析方法 AOAC2016.13 を承認する根拠を決定できなかったことについて議論する見込みである。

(対処方針)

資料未着であるが、当該議論の方向性を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 9 : フォローアップフォーミュラにおける炭水化物源の甘味の評価に関する討議文書

(経緯)

第 43 回部会 (2023 年) では、「栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品または年少幼児向け飲料/製品」における炭水化物源の甘味を評価するための適切な分析方法を議論し、

EU を議長国、スイスを共同議長国とする EWG を設置し、non-milk protein に基づく製品に関して、フォローアップフォーミュラ等規格（CXS 156-1987）のセクション B（年少幼児向け）、3.1.3（c）脚注 6 に沿って、「年少幼児向け製品」の乳糖と比較した炭水化物源の甘味を評価するために分析・サンプリング法部会への付託事項とする方法を再検討し、必要に応じて勧告すること、次回部会での議論のための報告書を提出することで合意した。

（対処方針）

資料未着であるが、当該議論の方向性を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 10：その他の事項及び今後の作業

適宜対処したい。

仮議題 11：次回会合の日程及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 12：報告書の採択

各議題の議論の結果が報告書に適切に反映されるよう適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 54 回食品添加物部会

日時：2024 年 4 月 22 日（月）～ 4 月 26 日（金）

場所：四川省成都（中華人民共和国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会（CAC）及びその他の部会からの付託事項
3(a)	FAO/WHO 並びに第 96 回及び第 97 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項
3(b)	第 96 回及び第 97 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合：整合に関する電子作業部会報告
5(a)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：GSFA に関する電子作業部会報告
5(b)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：食品添加物条項の新規／改訂の提案（CL 2023/46-FA への回答）
6	食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂案
7	JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案（CL 2023/47-FA に対する回答）
8	食品添加物に関する一般規格（GSFA）、個別食品規格とその他の文書間の相違に関する討議文書－未解決の問題の特定－
9	酵母の規格策定に関する討議文書

10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 54 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA) 報告書

1. 日時及び開催場所

日時：2024 年 4 月 22 日（月）～4 月 26 日（金）

（4 月 19 日（金）、20 日（土）に会期前作業部会（物理的会合）が開催された）

場所：四川省成都（中華人民共和国）

2. 参加国及び国際機関

41 加盟国、1 加盟機関、23 オブザーバー

3. 我が国からの出席者

内閣府消費者庁食品衛生基準審査課 器具・容器包装基準審査室長	佐野 喜彦
内閣府消費者庁食品衛生基準審査課 基準策定専門官	竹田 佳弘
内閣府消費者庁消費者安全課国際食品室 室長補佐	佐々木 佳名子
農林水産省輸出・国際局国際地域課 国際専門官	丸野 吾郎※
農林水産省消費・安全局食品安全政策課 国際基準専門官	堀米 明日香
農林水産省消費・安全局食品安全政策課 リスク管理専門官	今林 利恵子
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課 評価専門職	永井 智美
国税庁課税部鑑定企画官付 企画専門官	竹之下 眞喜子
国税庁課税部鑑定企画官付 調整係長	藏本 晃栄※
国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部 第四室長	窪崎 敦隆
国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部 特別研究員	林 新茂
テクニカルアドバイザー (一社)日本食品添加物協会	松村 雅彦

※の出席者については会期前作業部会のみ出席

4. 概要

議題 1. 議題の採択

部会は、仮議題を議題として採択した。

議題 2. コーデックス総会 (CAC) 及びその他の部会からの付託事項

CAC 及びその他部会等から付託された事項について、関連する議題で検討した。

第 11 回近東地域調整部会 (CCNE) からの付託事項

○地域規格の食品添加物条項と GSFA の整合

ある加盟機関は、「混合ゼータルの地域規格（近東）(CXS 341R-2020)」と関連する食品分類を FC12.2.1「ハーブ及び香辛料」に変更する提案についてさらなる議論を求めた。CXS 341R-2020 に適合する製品は、大部分（50%以上）がハーブではなく、ゴ

マと穀物やナッツ、マメ科植物、ザクロ、糖蜜、植物油、小麦ふすまなどで構成されており、FC12.2.2「香味料及び調味料」がより適切であると考えられると強調した。

部会は、CCNE11 から提出された情報を、部会が設置した整合に関する電子作業部会で検討することに合意した。

第 53 回 CCFA からの付託事項

リボフラビン及びカロテン関連食品添加物に関する条項原案に関する勧告を検討し、「キュウリの漬物の規格 (CXS 115-1981)」、「発酵乳の規格 (CXS 243-2003)」及び「ジャム、ゼリー、マーマレード規格 (CXS 296-2009)」並びに CX/FA 24/54/2 パラグラフ 24 にある「発酵大豆ペーストの地域規格 (アジア) (CXS 298R-2009)」及び「非発酵大豆製品の地域規格 (アジア) (CXS 322R-2015)」において、以下の決定を行った。

○カロテン関連食品添加物

アジア地域規格である「非発酵大豆製品の地域規格 (アジア) (CXS 322R-2015)」からカロテン関連食品添加物の条項を削除する提案に関し、我が国から当該規格と GSFA との整合作業はまだ実施されておらず、CXS 322R-2015 のカロテン関連食品添加物は前回会合で議論されていないため、削除ではなく、技術的正当性及び最大濃度を提供するように、アジア地域調整部会 (CCASIA) に要請することを提案した。

EU から、カロテン関連食品添加物の改訂は、最近の JECFA の評価に沿ってばく露を最小限に抑えることが目的であり、食品添加物の適切な使用濃度を確認することは CCFA の権限の範囲内であるとの意見があった。

コーデックス事務局より、CCFA が、個別食品部会又は地域調整部会に対し、食品添加物条項の取り消しの検討を勧告するのは通例である旨説明があった。これらの議論を踏まえ、カロテン関連食品添加物のうち INS 160f (注：JECFA の評価の際にデータの提出がなく評価されなかったため前回会合にて GSFA から削除することになった) は除外し、160a(iv) (JECFA 評価ではカロテノイド類に含めて評価が行われた) を追加した上で CXS 322R-2015 のカロテン関連食品添加物について、技術的正当性及び最大濃度を提供するように勧告することに合意した。

○発酵乳の規格 (CXS 243-2003)

部会は、「発酵乳の規格 (CXS 243-2003)」の食品添加物の項が、議題 4(b)において GSFA の条項に整合するように検討されることを指摘し、議題 2 においてはこの規格の改訂を削除することに同意した。

(結論)

部会は以下に合意した。

- i. CX/FA24/54/2 付録 I 及び II に記載されている「キュウリの漬物の規格 (CXS 115-1981)」、「ジャム、ゼリー、マーマレード規格 (CXS 296-2009)」の食品添加物条項の全ての改訂を CAC47 に提出し、採択すること。
- ii. CCASIA に以下を要請する。
 - a. 表 3 添加物としての使用を認められている合成リボフラビン (INS 101(i))

を CXS 298R-2009 の第 4 節の表から削除することを確認すること。

- b. CXS 298R-2009 に適合する食品において、リボフラビン群に含まれる他の個々の添加物の使用が許容されるかどうか、又は使用を合成リボフラビン (INS 101(i)) に制限する理由があるかどうかを明らかにすること。
- c. ベータカロテンに対する CCFA のリスク管理アプローチを踏まえた上で、CXS 322R-2015 の第 4 節の表中のカロテノイド関連食品添加物 (INS 160a(i)、160a(iii)、160a(iv)、INS 160a(ii) 及び INS 160e) の技術的正当性と最大濃度を提供すること。

第 28 回油脂部会 (CCFO) からの付託事項

部会は、以下の使用については技術的正当性がないと示した CCFO からの回答を確認した。

- 「個別規格に含まれない食用油脂規格 (CXS 19-1981)」に適合する食品中のクロロフィル (INS 140)
- 「ファットスプレッド及びブレンドスプレッドの規格 (CXS 256-2007)」に適合する食品中のパプリカ抽出物 (INS 160c(ii))

部会は、さらに、「乳脂肪スプレッドの規格 (CXS 253-2006)」は CCFO の管轄外であると指摘した。

ある加盟機関から、GSFA との整合以前は、CXS 19-1981 は同規格の対象となる植物油に着色料を使用することを認めていなかったとの指摘があった。FC02.1.2 「植物油脂」において GSFA 条項を整合させる際、この点が反映されなかったと指摘し、対応する修正を行うことを提案した。

部会は、加盟機関による提案に同意した。

(結論)

部会は、CCF028 からの回答を踏まえ、以下の対応をすることに同意した。

- i. CXS 19-1981 のクロロフィル (INS 140) の使用に関して、CXS 19-1981 に適合する植物油への着色料の使用が認められていないことを反映するための必要な修正も含めて、部会が設置した整合に関する電子作業部会で検討する。
- ii. CXS 256-2007 及び CXS 253-2007 のパプリカ抽出物 (INS160c(ii)) の使用に関して、部会が設置した GSFA に関する電子作業部会で検討する。

議題 3 (a). FAO/WHO 並びに第 96 回及び第 97 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項

JECFA 事務局から、第 96 回及び第 97 回 JECFA 会合の結果の概要の報告があった。部会は JECFA からの報告等に基づき議論を行った。

第 96 回 JECFA 会合からの検討事項

○アスパルテーム (INS 951)

JECFA 事務局は、アスパルテーム (INS 951) が JECFA と国際がん研究機関 (IARC)

の両機関によって独立に評価されたことを報告した。JECFA は、以前に設定した ADI 0-40 mg/kg 体重を再確認したと結論づけた。

○香料-脂肪族非環式第一級アルコールと分岐鎖脂肪族非環式酸とのエステル及びヒドロキシ及びアルコキシ置換ベンジル誘導體

JECFA 事務局は、脂肪族非環式第一級アルコールと分岐鎖脂肪族非環式酸とのエステルである 6 つの物質すべて及びヒドロキシ及びアルコキシ置換ベンジル誘導體 9 つすべての物質について、「安全性の懸念はない（“no safety concern”）」と評価したと報告した。

第 97 回 JECFA 会合からの検討事項

○二酸化チタン（INS 171）

JECFA 事務局は、JECFA が二酸化チタン（INS 171）について以前に設定した ADI 「特定しない（“not specified”）」を再確認したと報告した。

EU は、遺伝毒性に関する入手可能な証拠の限界といくつかの曖昧な所見及びナノ粒子の適切な試験方法の欠如を指摘した。さらに、EU は、欧州食品安全局の最新の科学的見解に言及し、二酸化チタン（INS 171）は自地域では食品への使用が認可されていないと指摘した。

○脂肪族一級アルコール、アルデヒド、カルボン酸、アセタール及び付加的酸素官能基を含むエステル（4 物質）

JECFA 事務局は、JECFA が次の 4 物質の評価を終了したと報告した。

（±）-6-メトキシ-2,6-ジメチルヘプタナール（No. 2308）、5-ホルミルオキシデカン酸エチル（No. 2309）、リシノール酸、リノール酸及びオレイン酸の混合物（No. 2310）及び 3-メチル-2-オキソペンタン酸エチル（No. 2311）の脂肪族一級アルコール、アルデヒド、カルボン酸、アセタール及び付加的な酸素官能基を含むエステルは、「安全性の懸念はない（“no safety concern”）」と結論付けたと報告した。

○直鎖及び分岐鎖の脂肪族、不飽和及び非共役アルコール、アルデヒド、酸及び関連エステル（12 物質）

JECFA 事務局は、直鎖及び分岐鎖脂肪族、不飽和及び非共役アルコール、アルデヒド、酸及び関連エステルを評価し、4,7-デカジエナール（異性体の混合物）（No. 2298）を除く 12 物質について「安全性の懸念はない（“no safety concern”）」と結論付けたと報告した。

○飽和脂肪族非環式直鎖一級アルコール、アルデヒド、酸（5 物質）

JECFA 事務局は、ペンタデカン酸（No. 2300）、トリデカナール（No. 2301）、トリデカン酸（No. 2302）、アセトアルデヒドジイソブチルアセタール（No. 2304）、アセトアルデヒドエチルイソブチルアセタール（No. 2305）の飽和脂肪族非環式直鎖第一級アルコール、アルデヒド及び酸は「安全性の懸念はない（“no safety concern”）」と結

論付け、香料 No. 2299、2303 及び 2306 の評価は毒性学的懸念により完了していないと報告した。

さらに、JECFA は、アセトアルデヒドは香料 No. 2299、2303 及び 2306 の構造類似体であるため、香料としてのアセトアルデヒド (No. 80) の使用は再評価する必要があると結論付けた。

その他の事項

○アゾジカルボンアミド (INS 927a)

コーデックス事務局は、アゾジカルボンアミド (INS 927a) の削除に関連する CX/FA 24/54/3 Add. 1 を提出した。

ある加盟国は、この物質の ADI は撤回されたが、WHO ウェブサイト (<https://apps.who.int/food-additives-contaminants-jecfa-database/Home/Chemical/538>) 及び第 53 回 CCFA の報告書において、撤回の根拠が明確に示されていないことを指摘し、JECFA が定めた ADI の撤回手順の明確化を求めた。

JECFA 事務局は、健康影響に基づく指標値の設定又は撤回が、専らリスク評価機関である JECFA 又はそれに代わる JECFA 事務局の権限内にあることを明確にし、CCFA におけるアゾジカルボンアミド (INS 927a) に関する議論が 2019 年まで遡ることを想起した。しかし、意思決定プロセスにおいて、十分な透明性を確保するための議論が報告書に十分に記載されていなかったことは JECFA 事務局の見落としであったことから、今後、JECFA 事務局は、関連する議論を適切に明らかにすることを保証した。

JECFA 事務局は、安全な使用がメンバーによって支持されなくなった ADI の撤回手順を提案した。透明性を目的として、CCFA がこれらの食品添加物を JECFA 評価の食品添加物の優先リストに含めることが提案されたが、将来の会議でデータを提供するスポンサーが特定されなかった場合、GSFA のすべての条項が削除される可能性があることが付言された。これは、JECFA が完全な安全性評価を行わずに ADI を正式に取り下げる可能性があることをメンバーに警告することになる。

上記の議論に基づき、コーデックス事務局は、ADI の撤回のための機序を提案し、以下の要素に言及した

- CCFA は、食品添加物の安全性に関する懸念を JECFA に通知し、再評価を要請する (JECFA の優先評価リストの議題)。
- JECFA は提供されたデータを検討し、ADI を改訂するかどうか (撤回を含む) を決定する。データの提出がなく、その物質の使用に関心がない場合は、JECFA 事務局が対応する。
- JECFA は、ADI の見直しに関する決定を部会に通知し、CCFA は適切なリスク管理アプローチについて議論する (FAO/WHO の関心事項に関する議題)。

(結論)

部会は、以下に合意した。

- i. 付録 II に含まれる第 96 回及び第 97 回 JECFA 会合から提出された最終勧告の概要について。

- ii. GSFA の表 1 及び 2 からのアゾジカルボンアミド (INS 927a) の条項の取り消しを求めて CAC47 に諮ること。
- iii. 上記の手順 (特に ADI の改訂又は撤回のやり取り) の提案について。

議題 3 (b). 第 96 回及び第 97 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案

JECFA 事務局は、CX/FA 24/54/4 に要約された第 96 回及び第 97 回 JECFA 会合から生じた食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案に関する主な結論を部会に通知した。

JECFA 事務局は以下の点について留意した。

- 次の香料グループに属する 6 つの食品添加物と 36 の香料について仕様書が改訂された。脂肪族非環式第一級アルコールと分岐鎖脂肪族非環酸とのエステル、構造クラス I、ヒドロキシ及びアルコキシ置換ベンジル誘導体、構造クラス I、脂肪族第一級アルコール、アルデヒド、カルボン酸、アセタール、エステル、追加の酸素化官能基を含む、構造クラス I、直鎖及び分岐鎖脂肪族、不飽和及び非共役アルコール、アルデヒド、酸及び関連エステル、構造クラス I 及び飽和脂肪族非環式直鎖第一級アルコール、アルデヒド、酸
- 香料の安全性審査の完了を可能にする情報が適時に委員会に提供されなかったため、香料のレブリン酸エチルプロピレングリコールケタールの仕様書 (JECFA No. 1973) が撤回された。
- 飽和脂肪族非環式直鎖第一級アルコール、アルデヒド及び酸グループの 3 つの香料 JECFA No. 2303、2306、2299 の仕様書は確立されたが、安全性評価が不完全であるため、暫定とされた。
- 部会及び JECFA 事務局に報告された修正要求は、第 96 回及び第 97 回 JECFA 会議で評価され、必要であると判明したものは、CX/FA 24/54/4 の付録 2 に記載されている。仕様書の修正はオンラインデータベース上でのみ行われる。

(結論)

部会は、ステップ 5/8 での採択のために食品添加物の完全な仕様書を CAC47 に諮り、食品添加物コーデックス規格リスト (CXA 6-2023) に修正条項を加えることに同意した (付録 III)。

議題 4 (a). コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂

物理作業部会の議長であるカナダが、物理作業部会の報告書 (CRD3) を提示し、その承認に関する提案事項には、スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)、加工果実・野菜部会 (CCPFV) で進められてきた 3 個の規格が含まれており、以下の 2 つの勧告がなされていることを説明した。

勧告 1 - CCSCH から送付された規格

部会は、乾燥又は脱水した根、根茎、球根-ウコンに関する規格の食品添加物条項を承認した。

勧告 2 - CCPFV から送付された規格

部会は、「乾燥果実の一般規格」及び「フルーツミックス缶詰の一般規格」の食品添加物条項を承認した。

議題 4 (b). 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格 (GSFA) の関連条項の整合：整合に関する電子作業部会報告

整合に関する作業部会の議長国であるカナダは、物理作業部会報告書 (CRD3) を紹介し、次のように説明した。

物理作業部会は、乳・乳製品部会 (CCMMP)、CCPFV、CCASIA、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)、CCNE の 12 個の個別食品規格の整合に関して 9 つの勧告を作成した。

(議論)

部会は、物理作業部会の勧告を検討し、以下の決定を下した。

勧告 3 - 食品分類 01.2.1 「発酵乳 (プレーン)」におけるビキシンベースのアナトー抽出物 (INS 160b(i))

部会は、GSFA の FC01.2.1 「発酵乳 (プレーン)」におけるビキシンベースのアナトー抽出物 (INS 160b(i)) に関する条項の撤回のために部会が設立した GSFA に関する電子作業部会に諮るという勧告を承認した。

勧告 4 - CCMMP 規格

部会は、以下の改正を行うという勧告を承認した。

- i. 整合作業の結果として、次の CCMMP 規格の食品添加物条項；「発酵乳の規格 (CXS 243-2003)」、「クリーム及び調製クリームの規格 (CXS 288-1976)」及び「チーズの一般規格 (CXS 283-1978)」
- ii. CXS 243-2003 と CXS 288-1976 の整合に関する GSFA の表 1、2 及び 3

勧告 5 - CCPFV 規格

部会は、以下の改正を行うという勧告を承認した。

- i. 「テーブルオリーブの規格 (CXS 66-1981)」の食品添加物条項
- ii. 「加工濃縮トマトの規格 (CXS 57-1981)」、CXS 66-1981、「果物や野菜の漬け物 (ピクルス) の規格 (CXS 260-2007)」及び「急速冷凍野菜の規格 (CXS 320-2015)」の整合に関する GSFA の表 1、2 及び 3

部会は、以下の CCPFV 規格の食品添加物条項に変更は必要ないと指摘した。

CXS 57-1981、CXS 260-2007 及び CXS 320-2015

勧告 6、8 - 地域規格

部会は、以下の勧告を支持した。

- i. 次の問題について CCASIA と協議すること。「CXS 323R-2017 の対象となる海苔製品については、GSFA の FC04. 2. 2. 2 「乾燥野菜（キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む）、海藻、並びに種実類」及び FC04. 2. 2. 8 「加熱調理又は油で揚げた野菜（キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む）及び海藻」との関連に加え、次の野菜加工品の食品分類との関連も考えられる：FC04. 2. 2. 1 「冷凍野菜（キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む）、海藻、並びに種実類」、FC04. 2. 2. 3 「酢、油、塩水、又は醤油漬け野菜（キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む）及び海藻」、FC04. 2. 2. 4 「缶詰、瓶詰（低温殺菌済み）、又はレトルトの野菜（キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む）及び海藻」、FC04. 2. 2. 5 「野菜（キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む）、海藻、並びに種実類のピューレ及びスプレッド（ピーナッツバター等）」、FC04. 2. 2. 6 「食品分類 04. 2. 2. 5 以外の野菜（キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む）、海藻、並びに種実類のパルプ及び調製品（野菜のデザート及びソース、砂糖漬け野菜等）」、FC04. 2. 2. 7 「食品分類 06. 8. 6、06. 8. 7、12. 9. 1、12. 9. 2. 1、及び 12. 9. 2. 3 の発酵大豆製品を除く発酵野菜（キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む）」
- ii. 以下の改正を行うこと。
 - a. 「海苔製品の地域規格（アジア）（CXS 323R-2017）」の食品添加物条項及び「ヤーコンの地域規格（ラテンアメリカ及びカリブ海）（CXS 324R-2017）」の食品添加物条項
 - b. 「ハリッサの地域規格（近東）（CXS 308R-2011）」、「テンペの地域規格（アジア）（CXS 313R-2013）」、「デーツペーストの地域規格（近東）（CXS 314R-2013）」、CXS 323R-2017 及び CXS 324R-2017 の整合に関する GSFA の表 1、2 及び 3

勧告 7 - GSFA への XS 注釈の追加

部会は、“XS 注釈”を附記しないことが食品添加物条項の正確な理解に影響を及ぼさなくとも、整合作業中においては、“XS 注釈”は附記されるべきとの勧告を承認した。

勧告 9、10 - 表 3 の注釈

部会は、表 3 の注釈に関連する勧告を承認した。

- i. 部会は、新しい GSFA データベースの機能がよりよく理解されるまで、GSFA 表 3 の注釈の作業を一時中断する。
- ii. 整合に関する作業部会は、GSFA データベースの機能により表 3 の注釈を組み込むことが可能になった場合に表 1 及び 2 から移行される表 3 の添加物のリストを維持する。

勧告 11 - 将来の作業計画

コーデックス事務局は、整合に関する次回の電子作業部会の作業計画案によれば、CCASIA の管轄下にある地域規格は GSFA と整合する予定であり、CCASIA も同様の作業を行うために電子作業部会を設立することに同意したと指摘した。リソースの最適な利用を確保するために、CCASIA メンバーが CCFA の電子作業部会に参加するよう奨励されるべきであることが提案された。

部会は、付録 XII に示されている整合に関する作業計画を承認し、情報文書「食品添加物条項の整合に関する個別食品部会へのガイダンス」の作業計画をそれに応じて改訂することに同意した。

(その他)

整合に関する議長は、まだステッププロセスにある食品添加物に関連する GSFA の注釈の変更を把握する必要があると指摘した。これらの変更は、物理作業部会の報告書に添付されている (CRD03、付録 5)。

(結論)

部会は、以下の事項を第 47 回 CAC に送付し採択を要請することに合意した。

- i. 食品添加物の項の改訂
 - a. CCMP から 2 つの規格 : CXS 243-2003 及び CXS 288-1976
 - b. 2 つの地域規格 : CXS 323R-2017 及び CXS 324R-2017
- ii. CXS 283-1978 に対する修辭上の修正
- iii. 以下に関連する GSFA の改訂条項
 - a. CCMP の CXS 243-2003 及び CXS 288-1976 の 2 つ規格の整合
 - b. CCPFV の CXS 57-1981、CXS 66-1981、CXS 260-2007 及び CXS 320-2015 の 4 つの規格の整合
 - c. 地域規格である 308R-2011、CXS 313R-2013、CXS 314R-2013、CXS 323R-2017 及び CXS 324R-2017 の 5 つの規格の整合

部会は、また、カナダが議長を務め、米国と日本が共同議長を務める整合に関する電子作業部会を設立し、以下の事項を議論することに同意した。

- i. CCASIA 地域規格との整合 : CXS 298R-2009、CXS 301R-2011、CXS 322R-2015、CXS 354R-2023、CXS 355R-2023
- ii. CCNE 地域規格との整合 : CXS 257R-2007、CXS 258R-2007、CXS 259R-2007、CXS 341R-2020
- iii. CCSCH 規格との整合 : CXS 342-2021、CXS 343-2021、CXS 344-2021、CXS 345-2021、CXS 347-2019、CXS 351-2022、CXS 352-2022、CXS 353-2022
- iv. GSFA の FC02.1.2 「植物油脂」において、GSFA と規格が整合する以前は、CXS 19-1981 の対象となる植物油には着色料が認められていなかったことを反映し、着色料に関する条項を検証し、更新すること。

- v. 以下の方法により、強化米におけるメタクリル酸共重合体(BMC) (INS 1205)の限定的使用を導入する。
 - a. 「米の規格 (CXS 198-1995)」に食品添加物の項を導入し、GSFA の FC06.1 「米を含む全粒の、粉碎された、又はフレーク状の穀粒」における特定の担体への適切な言及を含める。
 - b. 必要に応じて、FC06.1「米を含む全粒の、粉碎された、又はフレーク状の穀粒」の食品添加物条項に変更を加える。
- vi. 表 3 注釈のアプローチに従って、GSFA の表 1 及び 2 から移行する必要がある表 3 の添加物のリストを更新する。

電子作業部会の報告書は、第 55 回 CCFA の少なくとも 3 か月前にコーデックス事務局に提出する必要がある。

部会は、さらに、物理作業部会を設置し（議長：カナダ）、第 55 回 CCFA の直前（セッション前、半日間）に開催し、本会合への勧告を検討し、準備することで合意した。

- i. 整合に関する電子作業部会の報告書
- ii. 個別食品部会から付託される食品添加物条項の承認

議題 5. 食品添加物の一般規格 (GSFA)

部会は、本会合セッションの直前に開催された GSFA に関する物理作業部会（議長：米国）が、359 の条項について勧告を行い、多数の新規又は改訂条項について議論したことを確認した。

部会は、勧告 1-18 (CRD02) を検討し、以下の決定を下した。

議題 5 (a). 食品添加物一般規格 (GSFA) : GSFA 電子作業部会報告

FC14.2 「ノンアルコール及び低アルコールの同等品を含むアルコール飲料」及びそのサブカテゴリーの条項案及び条項原案 (CX/FA 24/54/7 付録 3)

勧告 1、2

部会は、以下に関する勧告を承認した。

- i. CRD02 付属書 1 Part A に含まれる GSFA の表 1 及び 2 の条項案及び条項原案を、ステップ 8 及びステップ 5/8 で採択すること
- ii. CRD02 付属書 2 Part A に含まれる条項案及び条項原案の中止

甘味料の条項案及び条項原案並びに注釈 161 を付した甘味料の採択済み条項 (CX/FA 24/54/7 付録 1)

勧告 3

部会は、FC07.1 「パン並びに通常のベーカリー製品及びミックス」とそのサブカテゴリーにおける甘味料と着色料に対する水平的アプローチに関する以下の代替注釈の採択に関して合意が得られたことを確認した。

“いくつかの加盟国は、この食品分類において、甘味料や着色料機能を含む添加物

の使用を許可しているが、他の加盟国は、この食品分類をこれらの添加物を含まない製品に制限している。”

チリ、EU、ロシア連邦は、それぞれの地域において FC07.1 「パン並びに通常のベーカリー製品及びミックス」及びそのサブカテゴリーに該当する食品への甘味料の使用を許可していないことを強調した。

部会は、CRD02 附属書 1 Part B に含まれる条項原案及び採択条項の改訂について、FC07.1 「パン並びに通常のベーカリー製品及びミックス」のアスパルテーム (INS 951) に関する条項を削除したうえで、ステップ 8 又はステップ 5/8 で採択する勧告を承認した。

勧告 4

部会は、FC07.1 「パン並びに通常のベーカリー製品及びミックス」のアスパルテーム (INS 951) の採択条項について、実際の使用濃度及び代替注釈の適用について検討するため再回付する勧告を承認した。

CX/FA 24/54/7 付録 2 及び 3 で取り上げられていない着色料及び CCFA が他の部会又は JECFA からのガイダンスを待っている条項を除く残りのすべての条項案及び条項原案 (CX/FA 24/54/7 付録 5)

勧告 5、6

部会は、以下に関する勧告を承認した。

- i. CRD02 附属書 1 Part C に含まれる条項原案のステップ 5/8 での採択
- ii. CRD02 附属書 2 Part B に含まれる条項及び提案された条項原案の廃止

勧告 7

部会は、JECFA による評価のための優先物質リストにプロピレングリコール (INS 1520) を追加することを検討するために、JECFA による評価提案物質の優先リストに関する会期内作業部会に、プロピレングリコール (INS 1520) の最新の安全性評価を検討するよう要請する勧告に同意した。安全性評価には、FC14.1.4 「「スポーツ」、「エネルギー」、又は「電解質」飲料、及び粒子を含む飲料などの水を主原料とする香料入り飲料」におけるフレーバーの担体としての使用を含む、担体としての添加物のすべての使用を含む最新のばく露評価が含まれる。

部会は、この勧告は優先リストに関する会期内作業部会によってすでに検討されていると指摘した (CRD05 参照)。

勧告 8

部会は、CRD02 附属書 3 Part A に記載されているとおり、ステッププロセスにおける FC14.1.4.1 「炭酸水を主原料とする香料入り飲料」、FC14.1.4.2 「パンチ及びエードを含む非炭酸水を主原料とする香料入り飲料」、及び FC14.1.4.3 「水を主原料とする香料入り飲料用の濃縮物 (液体又は固体)」のプロピレングリコール (INS 1520) の

条項に、注釈 131「フレーバー担体としてのみ使用する」を含める更新及び保持を行うという勧告に同意した。

CCFA53 の GSFA のステップ 2 で入力された条項 (CX/FA 24/54/7 付録 4)

勧告 9

部会は、「米の規格 (CXS 198-1995)」におけるメタクリル酸共重合体 (BMC) (INS 1205) の使用が米の栄養強化と関連していることを認識し、CXS 198-1995 には食品添加物に関する項が含まれていないと指摘した。これは、食品添加物条項を含めるためにこの規格を改訂する必要がある可能性があることを意味する。

コーデックス事務局は、CXS 198-1995 の改訂については、整合による個別食品規格の改訂に使用される手順と同様の手順に従うと説明した。つまり、そのような改訂は部会の報告書の付録に含まれ、CAC47 による検討の前にコメントを求めて回覧されることになる。

別の加盟国は、CXS 198-1995 に適合した食品への使用には「特定の担体のみ」が許容されると提案した。

上記の議論を考慮して、部会は勧告を以下のように改訂することに同意した。

作業部会は、CRD02 附属書 1Part D の FC06.1 「米を含む全粒の、粉碎された、又はフレーク状の穀粒」の BMC (INS 1205) に関する条項が採択された場合、強化米における BMC の限定的使用を導入するために、承認と整合に関する電子作業部会に以下を要求することを勧告する。

- CXS 198-1995 に食品添加物の節を導入し、FC06.1 「米を含む全粒の、粉碎された、又はフレーク状の穀粒」における特定の担体への適切な言及を含めること。
- 必要に応じて、FC06.1 「米を含む全粒の、粉碎された、又はフレーク状の穀粒」の食品添加物条項に変更を加えること。

勧告 10

(議論)

FC01.6.1 「未熟成チーズ」におけるソルベート (INS 200、202、203)

議長は、透明性を目的として、FC01.6.1 「未熟成チーズ」のソルベート (INS 200、202、203) に関する条項に関連した注釈 561 が、CCFA53 における整合プロセスの一部として組み込まれたことを説明した。議長は、CRD02 附属書 1Part D の既存の条項が正しいことを再確認した。

FC14.1.2 「果汁及び野菜ジュース」及び FC14.1.3 「果実及び野菜ネクター」における二炭酸ジメチル (INS 242)

FC14.1.2 「果汁及び野菜ジュース」及び FC14.1.3 「果実及び野菜ネクター」における二炭酸ジメチル (INS 242) の使用について、ある加盟国は、消費者に健康上のリスクをもたらす可能性のある量のメタノールが生成される可能性を懸念し、これらの食品カテゴリーで INS 242 を使用する技術的必然性はなく、これらの条項を支持しなかった。

EU は、物理作業部会の勧告には反対していないものの、FC14.1.2「果汁及び野菜ジュース」及び FC14.1.3「果実及び野菜ネクター」における二炭酸ジメチル(INS 242)の使用を許可していないと留意した。

あるオブザーバーは、CRD22 に言及し、これらの条項案に反対の意を表明した。議長は、次のことを説明した。

- i) JECFA は二炭酸ジメチル(INS 242)の安全性を評価している。
- ii) 食品添加物又は加工助剤としての分類について審議が行われ、消費者の認識を確実にする表示要件に基づいて食品添加物として分類することが合意された。
- iii) XS247 は、「フルーツジュース及びネクターに関する一般規格 (CXS 247-2005)」に適合する製品での使用を除外するために、これらの条項に付記された。

さまざまな食品分類における ジャグア(ゲニピン-グリシン) 青(INS 183)

ある加盟国は、複数の食品分類にジャグア(ゲニピン-グリシン) 青(INS 183) を含めることを支持しなかった。また、加盟国の見解では、その使用の正当性が不十分であり、安全な最大濃度が確立されておらず、この食品添加物の規格が不十分であったと考えられた。

これに対し、JECFA 事務局は、ジャグア(ゲニピン-グリシン) 青(INS 183) が第 89 回 JECFA 会合で評価され、完全な仕様書が確立されたことを確認した。

議長はさらに次のように説明した。

- さまざまな食品分類において、着色料を使用する技術的正当性は十分に確立されている。これらの食品分類の多くには、すでに着色料が含まれており、ジャグア(ゲニピン-グリシン) 青(INS 183) は最初に提案された着色料ではない。したがって、提案された用途におけるジャグア(ゲニピン-グリシン) 青(INS 183) の使用に対する技術的正当性は適切であると考えられた。
- 使用レベルに関して、物理作業部会は第 89 回 JECFA 会合中に提供されたばく露推定値に含まれる使用レベルとの一貫性を維持した。

(勧告 10 における結論)

部会は、以下を修正したうえで、CRD02 附属書 1Part D に含まれる条項原案及び採択条項の改訂のステップ 5/8 における採択に関する勧告を承認した。

- i. FC09.2.2「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む冷凍された衣付きの魚類、魚の切り身、及び水産製品」にリボフラビン(INS 101(i)、(ii)、(iii)、(iv))を挿入する。
- ii. 注釈 602 を「ジャム、ゼリー、マーマレード規格 (CXS 296-2009) に適合する食品に最大濃度 10mg/kg で消泡剤としてのみ使用する場合を除く」に改訂する。

勧告 11

部会は、CRD02 附属書 2 Part C に含まれる条項案及び条項原案に関する作業を中止する勧告に同意した。

勧告 12

部会は、FC02.2.2「ファットスプレッド、乳脂肪スプレッド、及びブレンドスプレッド」におけるラウリンアルギニン酸エチルエステル（INS 243）の承認条項をステップ 3 に留め置き、「ファットスプレッド及びブレンドスプレッド規格（CXS 256-2007）」に適合する食品に防腐剤として使用する技術的正当性について、CCF0 にガイダンスを要請することに合意した。

勧告 13

部会は、CRD33 に示されている「ジャム、ゼリー、マーマレード規格（CXS 296-2009）」の食品添加物の節の更新承認を行うため、CAC47 に諮ることに同意した。これには、CRD02 付属書 1 Part D に概説されている FC04.1.2.5「ジャム、ゼリー、マーマレード」における着色料のリストへの承認条項が保留となっているジャグア（ゲニピングリシン）青（INS 183）の採択を加えていることが含まれる。

FC07.0「ベーカリー製品」、FC12.0「食塩、香辛料、スープ、ソース、サラダ、及びタンパク質製品」、FC13.0「特殊な栄養上の目的で使用される食品」、FC15.0「そのまま食べられる香味製品」及びそのサブカテゴリーにおける注釈 161 を付した着色料に関する採択された条項と同様の FC 07.0「ベーカリー製品」、FC12.0「食塩、香辛料、スープ、ソース、サラダ、及びタンパク質製品」、FC13.0「特殊な栄養上の目的で使用される食品」、FC15.0「そのまま食べられる香味製品」及びそのサブカテゴリーの着色料に関する条項案及び条項原案（CX/FA 24/54/7 付録 2）

勧告 14

部会は、CRD02 付属書 1 Part E に概要が示されている条項案及び条項原案、及び改訂された採択条項に以下の修正を加え、ステップ 8 又はステップ 5/8 で採択する勧告を承認した。

- i. FC07.1.1.1「酵母発酵パン及び特製パン」におけるカラメル II-亜硫酸キャラメル（INS 150b）の最大濃度を 50,000mg/kg から 15,000mg/kg に修正し、関連する注釈 App2A を「15,000mg/kg のプンパーニッケルパンでの使用及び 3,000mg/kg のモルトパンでの使用のみ」と改訂する。
- ii. FC07.1.1.1「酵母発酵パン及び特製パン」におけるクルクミン（INS 100(i)）の最大濃度を 500 mg/kg から 200 mg/kg に改訂する。
- iii. FC07.1.1.2「ソーダブレッド」におけるカラメル II-亜硫酸キャラメル（INS150b）の最大濃度を 50,000 mg/kg から 15,000 mg/kg に改訂する。
- iv. FC07.1.6「パン及び通常のベーカリー製品用ミックス」及び FC15.2「コーティングされたナッツ及びナッツミックス（乾燥果実等との）を含む加工ナッツ」におけるタートラジン（INS 102）の条項、FC12.6.3「ソース及びグレービーソース用ミックス」におけるパプリカ抽出物（INS 160c(ii)）の条項を追加する。

勧告 15

部会は、CRD02 附属書 2 Part D に含まれる条項案及び条項原案に以下の修正を加え、中止に関する勧告を承認した。

- i. FC07.2.1 「ケーキ、クッキー、及びパイ（果実を詰めたタイプやカスタードタイプ等）」及び FC07.2.2 「その他の高級ベーカリー製品（ドーナツ、スイートロール、スコーン、及びマフィン等）」におけるビキシンベースのアナトー抽出物 (INS 160b(i)) の条項について、ステップ 5/8 からステップ 2 に変更する。
- ii. FC12.6.3 「ソース及びグレービーソース用ミックス」における、パプリカ抽出物 (INS 160c(ii)) の条項を削除する。
- iii. FC12.2.1 「ハーブ及び香辛料」におけるタートラジン (INS 102)、FC13.4 「痩身及び減量を目的とする調整食」における合成ゼアキサンチン (INS 161h(i)) の条項を挿入する。

勧告 16

部会は、CRD02 附属書 4 Part A にリストされている採択された条項の取り消しに関する勧告を承認した。

議題 5(b). 食品添加物の一般規格 (GSFA) : 食品添加物条項の新規/改訂の提案 (CL 2023/46-FA への回答)

勧告 17

部会は、GSFA の前文の節 1.2 の文言を考慮するため、勧告を次のように修正した。

作業部会は、部会が、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) に対し、GSFA の FC13.1 「乳児用調製乳、フォローアップミルク、及び乳児を対象とした特殊医療用調製乳」、FC13.2 「乳児用及び幼児用補完食」及び FC13.3 「特殊医療用の特別食（食品分類 13.1 の製品を除く）」の管轄下にある個別食品規格における BMC の技術的必要性/正当性を評価するよう要請することを勧告する。これらの個別食品規格には、CXS 72-1981、CXS 156-1987、CXS 73-1981、CXS 74-1981 及びコーデックスガイドライン CXG 95-2022 が含まれる。

しかしながら、部会は、「必須栄養素の食品への添加に関する一般原則 (CXG 9-1979)」を、CCNFSDU の技術的正当性を必要とするコーデックス文書のリストに含めなかった。これは、CXG 9-1979 が個別食品規格ではなく、食品への栄養素の添加に関する原則のみを記載したものであり、この問題については既に物理作業部会で広範に議論されており、この点に関して CCNFSDU にガイダンスを求めることは適切ではないと考えられたためである。

勧告 18

部会は、ステップ 2 で、CRD02 附属書 5 に含まれる新しい条項原案を GSFA に含める

ことに同意し、これらの条項は、本会合によって設立された GSFA に関する電子作業部会によるコメントのために回付されることに留意した。

議題 5 の総括

部会は、以下の事項を第 47 回 CAC に諮ることで合意した。

- i. GSFA の食品添加物条項案及び原案のステップ 8 及びステップ 5/8 での採択、及び採択された条項の改訂
- ii. GSFA の食品添加物条項の取消し
- iii. いくつかの GSFA の食品添加物条項の案及び原案の中止
- iv. いくつかの GSFA の食品添加物条項をステップ 2 に進めること

その他

コロンビアは、ジャグア（ゲニピンーグリシン）青（INS 183）の使用に関する結論に感謝の意を表明し、自国とラテンアメリカ地域の先住民族コミュニティにとってジャグア（ゲニピンーグリシン）青が GSFA に含まれることの大きな利点を強調した。ジャグア（ゲニピンーグリシン）青（INS 183）を貴重な資源として認識し、それを GSFA に含めることで新たな貿易の機会が開かれ、生物多様性の保全と持続可能な農業慣行の導入が促進されることになる。

第 55 回 CCFA に向けた作業

GSFA の電子作業部会

部会は、以下を検討するため、電子作業部会（議長：米国）を設置することで合意した。

- i. GSFA の FC02.2.2 「ファットスプレッド、乳脂肪スプレッド、及びブレンドスプレッド」におけるパプリカ抽出物（INS 160c(ii)）の使用の技術的正当性に関する CCF028 からの回答
- ii. FC01.2.1 「発酵乳（プレーン）」におけるビキシンベースのアナトー抽出物（INS 160b(i)）の承認条項の撤回
- iii. 実際の使用濃度に関するコメント募集する FC07.1 「パン並びに通常のベーカリー製品及びミックス」におけるアスパルテーム（INS 951）の承認条項と代替注記の適用
- iv. 上記箇条書き i 及び ii で取り上げた着色料を除く FC01.0 から FC08.0 及びそのサブカテゴリーにおいて注釈 161 を付した着色料の承認条項と同様に FC01.0 から FC08.0 及びそのサブカテゴリーにおける着色料の条項案及び条項原案
- v. CRD02 付録書 5 に含まれる GSFA のステップ 2 に加えた条項

GSFA の物理作業部会

部会は、第 54 回 CCFA の直前に、物理作業部会（議長：米国、1.5 日間）を設置し、以下について本会合への勧告を検討・作成することで合意した。

- i. GSFA に関する電子作業部会の報告
- ii. 食品添加物条項の新規／改訂の提案に関する回付文書（CL）への回答

議題 6. 食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂案

INS に関する会期内作業部会の議長であるベルギーは、報告書（CRD4）を紹介し、以下のような勧告に焦点を当てた。

- i. 「食品添加物の機能分類及び国際番号システム（INS）」（CXG 36-1989）の第 3 章及び第 4 章の修正提案
- ii. JECFA 仕様書におけるジェランガムの INS 番号の変更要求
- iii. INS の改訂に伴う GSFA への最終的な変更案
- iv. アスコルビン酸ナトリウム（INS 301）の担体の機能のステータスと、青色の着色料として使用する、細菌によって生成されるフィコシアニンのステータス

（議論）

部会は勧告を検討し、以下の決定を下した。

勧告 1.1

ある加盟国は、以下について説明を求めた。

- i. 数字の下付き文字ではなく、アルファベットの下付き文字「a」がオート麦レシチン（INS 322a）に適用された理由及びこのアプローチが将来使用されるかどうか。
- ii. INS 322a が JECFA による現在の仕様書に含まれているかどうか。

ある加盟機関は、次のように明らかにした。

- i. オート麦レシチンは、起源、組成及び技術的機能に関してレシチン（INS 322(i)）と類似点を共有していたが、製造プロセスに関しては大きく異なった。
- ii. オート麦レシチンは、水とエタノール抽出のみを含む独自のプロセスを通じて製造された、極性脂質含有量の高い分画油であった。
- iii. EU では、これらの区別によりオート麦レシチンはレシチンとは別に分類され、アルファベットの下付き文字「a」が使用されていた。

FAO は、特定の添加物に個別の INS 番号を設定する必要性についての決定は CCFA に委ねられていると指摘した。商業的に入手可能な添加物は非常に多く、用途やその他の面で違いがあるが、個別の規格が必要かどうかを検討するのは CCFA の権限である。

勧告 1.1 の結論

部会は、CXG 36-1986 の第 3 章及び第 4 章を次のように修正するという勧告を承認した。

- i. 糖脂質（INS 246）、バッファードビネガー（INS 267）、オート麦レシチン（INS 322a）、ジェランガム（INS 418）、低アシル化ジェランガム（INS 418(ii)）及びカルボマー（INS 1210）を加え、ジェランガムを INS 418 から 418(i) へ変更する。
- ii. カロブビーンガム（INS 410）、マンニトール（INS 421）、セスキ炭酸ナトリウム

(INS 500(iii))、硫酸カルシウム(INS 516)、チオ硫酸ナトリウム(INS 539) 及びオクテニルコハク酸デンプンナトリウム (INS 1450) のそれぞれの機能分類と技術的目的を変更する。

勧告 1.2

部会は、JECFA 仕様書におけるジェランガムの INS 番号の改訂を JECFA に要求する勧告を承認した。

勧告 1.3

部会は、ジェランガムの INS 番号を INS 418 から INS 418(i) に改訂することに伴う GSFA への変更を検討するという勧告を承認した。

部会はまた、コーデックス事務局によって提案された、食品添加物に関するコーデックス規格リスト (CXA 6-2023) に対する修正と、CRD34 に示されている「水を含むココナッツ製品ーココナッツミルク及びココナッツクリームに関するコーデックス規格 (CXS 240-2003)」の食品添加物条項にも同意した。

勧告 2

部会は、アスコルビン酸ナトリウム(INS 301)の担体機能を含めないという勧告を支持した。

勧告 3

フィコシアニンについて議論している際、ある加盟国は、INS 番号の割り当てを要求するための前提条件として国の承認が必要であることに疑問を呈した。彼らは、自国では GSFA に適切な条項がある場合にのみ、これらの物質の食品添加物としての使用を許可していると指摘し、説明を求めた。加盟国はさらに、この物質には INS 番号も GSFA の条項もないため、自国では添加物としての使用を認可できないと指摘した。したがって、この物質に対する既存の国家承認の要件を満たすことは実現不可能であると述べた。

議長は、INS は調和された命名システムであり、CL 2023/45-FA の附属書として添付された「食品添加物の機能分類及び国際番号システム (INS) (CXG 36-1989)」の第 3 章の変更／追加に関する原則」に示されるとおり、新規添加物の追加要求は、その国での使用を認可した加盟国が行う可能性があることを想起した、というのも、新規添加物の評価と査定は、その添加物を認可した国に大きく依存しており、認可のためのすべての文書を審査するシステムがなかったからである。

FAO は、国の承認が不可能なこの場合、部会は加盟国が要請を提出できるような前向きな方法を見つける必要があるとの見解を示した。

部会は、CL に含まれる現在の新しい INS 申請プロセスを変更しないという議長の提案に同意した。ただし、このケースは例外的に検討されるべきであり、さらなる検討のために部会によって設立された INS に関する電子作業部会 に諮られるべきであるとした。

最終的な結論

部会は、CXG 36-1989 の改訂案をステップ 5/8 での採択のために CAC47 に諮ることに同意した

部会はまた、ジェランガムの INS 番号の INS 418(i) への変更に伴う以下の文書の修正を、採択のために CAC47 に諮ることに同意した。

- i. 「水を含むココナッツ製品ーココナッツミルク及びココナッツクリームに関するコーデックス規格 (CXS 240-2003)」
- ii. GSFA
- iii. 食品添加物に関するコーデックス仕様書のリスト (CXA 6-2023)

部会はさらに、ベルギーが議長、イランが共同議長を務め、以下を検討する INS に関する電子作業部会を設立することに同意した。

- i. CXG 36-1989 の第 3 章への変更及び／又は追加の提案を要求する CL に対する回答について検討し、ステップ 3 でコメント用に回付するための提案を準備する。
- ii. アズジカルボンアミド (INS 927a) を削除する。
- iii. 他国での認可を含め、青色の着色料として使用する細菌によって生成されるフィコシアニンに関してチリが提供した情報を評価する。

部会は、電子作業部会の報告書は第 55 回 CCFA の少なくとも 3 カ月前にコーデックス事務局に提出されるべきであることを確認した。

議題 7. JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2023/47-FA に対する回答)

優先リストに関する会期内作業部会の議長であるケニアは、報告書 (CRD5) を紹介し、第 54 回会合で入手可能な文書に加えて、JECFA による評価のための優先物質リスト (以下、「優先リスト」という。) の準備にあたって、第 98 回、第 99 回及び第 100 回 JECFA 会合でデータ要求された品目も検討したと述べた。

ケニアは、CRD05 の附属書 1 (表 1 及び 2) 及び附属書 2 (表 A、B 及び C) で提案された優先リストの掲載につながった会期内作業部会で議論された主な議題を説明した。

(議論)

部会は、CRD05 (附属書 1 及び 2) における優先リストにある物質を含めるという勧告を承認し、修辭上の修正とともに以下の明確化を行った

アスコルビン酸パルミチン酸エステル (INS 304) 及び低アシル化ジェランガム (INS 418(ii))

部会は、アスコルビン酸パルミチン酸エステル (INS 304) 及び低アシル化ジェランガム (INS 418 (ii)) の要求について、CRD05 の本文 (第 5 段落) に記載されている内容は、

CCNFSDU43 からの要求に基づいて、別途検討する必要があることを指摘した。また、低アシル化ジェランガムの安全性評価は既に第 87 回 JECFA 会合によって実施されているとの指摘もあった。

アスコルビン酸パルミチン酸エステル (INS 304)

オブザーバーは、アスコルビン酸パルミチン酸エステル (INS 304) の完全な安全性評価には、FC13.0「特殊な栄養上の目的で使用される食品」に基づくすべての食品用途を含めるべきであると要請した。

JECFA 事務局は、JECFA がアスコルビン酸パルミチン酸エステル (INS 304) の完全な評価を目指すことを明らかにした。現在の安全性評価は 50 年以上前のものであり、ばく露評価は含まれていない。

部会は、アスコルビン酸パルミチン酸エステル (INS304) の一般情報を修正し、生後 12 週未満の乳児の摂取に対処するための完全な評価が実施されることを明確にした。

低アシル化ジェランガム (INS 418 (ii))

部会は、低アシル化ジェランガム (INS 418 (ii)) については、仕様書の作成のみが要求されていることを明確にした。

ショ糖グリセリド (INS 474)

ショ糖グリセリド (INS 474) のデータ提出期限は、他の 2 つの食品添加物 (ショ糖脂肪酸エステル (INS 473) 及びショ糖オリゴエステル I 型及び II 型 (INS 473a)) のデータ提出期限と一致させるために、2024 年 12 月から 2027 年 12 月まで延長された。これら 3 つの食品添加物はグループヘッダースクロースエステルに含まれ、グループ ADI (0-30 mg/kg 体重) を共有している。

ステビオール配糖体

部会は、この物質のデータ提出期限を 2024 年 12 月までに修正し、この物質を今後の JECFA 会合でのデータ募集リストに含めるよう検討するというオブザーバーの要請に留意した。

その他

JECFA による評価のために提案された加工助剤として使用される物質のリストとしての付録 1 表 2 に、次の修辭上の修正が加えられた。

- No.18 Ribonuclease from *Penicillium citrinum* RP-4 において、Type of request を Safety assessment and establishment of specifications へ改訂する。また、Data provider の名称を改訂する。
- No.19 Xylanase from *Bacillus licheniformis* expressed in *Bacillus licheniformis* において、Data provider 情報を第 55 回 CCFA で確認する、に改訂する。

(結論)

部会は、以下に同意した。

- i. JECFA による評価のための優先物質リストの修正版（付録 XI）について第 47 回 CAC に承認を求め、フォローアップのため FAO と WHO に転送する。
- ii. JECFA による評価のための優先物質リストに関する情報とコメントを募集するための CL の発行をコーデックス事務局に要請する。

議題 8. 食品添加物に関する一般規格 (GSFA)、個別食品規格とその他の文書間の相違に関する討議文書—未解決の問題の特定—

ディスカッション・ペーパーの作成国である中国は、共著者であるカナダと EU を代表してこの議題を紹介した。第 53 回 CCFA において GSFA、個別食品規格、その他の文書間の将来の乖離を回避するため、未解決の問題を特定するためのディスカッション・ペーパーを作成することで合意したことを説明した。

中国は、作業部会が現在の手順と文書の分析を行い、個別食品規格と GSFA における食品添加物条項の乖離の一因となる多くの課題を特定したと強調した。これには、GSFA を食品添加物の唯一の参照するべきものとして明確に認めていない手続きマニュアル、異なる時期に実施された食品添加物条項の承認と整合の手順、GSFA への XS 注釈の導入において既存の個別食品規格が考慮されていないこと、食品添加物に関して手続きマニュアルの要件を完全に遵守せずに個別食品規格を開発していることが含まれる。この分析に基づき、CX/FA 24/54/11 で強調された課題に対処する方法について、可能性のある 3 つのオプションが示された。

(議論)

部会は、短い議論を行い、GSFA と個別食品規格の間の将来の乖離を防止したいという要望を再確認した。さらに、GSFA がコーデックス内の食品添加物に関する主要な情報源であるべきであることを再確認した。

部会は、ディスカッション・ペーパーに提案されている 3 つのオプションに焦点を当てるのではなく、以下に焦点を当てて既存の課題をより広範に検討すべきであるということで概ね合意した。

- 整合に関する進行中の作業が完了する将来、進行中の整合作業中に得られた貴重な経験は、GSFA をコーデックスにおける食品添加物の唯一の参照文書として位置付けることを含む手続きマニュアルの潜在的なギャップに対処するために重要であることに留意する。
- 部会の業務と個別食品部会の業務との関係を分け、GSFA と個別食品規格の両方における食品添加物条項をどのようにより適切に管理できるか。
- 手続きマニュアルの特に第 59 項に適合する必要性を考慮して、承認と整合／組み込みを同時に行うことができるプロセスを検討する。

部会はまた、一部の加盟国が異なる選択肢を支持していることにも言及した。

コーデックス事務局は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の間の相違という課題に対処するのに役立つ可能性のある手続きマニュアル内の記載として以下を紹介した。

- 個別食品規格のすべての食品添加物条項は、個別食品規格の発行前に CCFA によって承認される必要がある。
- コーデックス個別食品規格の形式では、食品添加物に関して GSFA を参照する必要がある、次の形式をとる必要がある。

「食品分類 x. x. x. x [FC 名]の GSFA の表 1 及び 2 に従って使用される、又は GSFA の表 3 にリストされている[食品添加物の機能分類]は、この規格に適合する食品での使用が許容される。」

コーデックス事務局はさらに、手続きマニュアルにおける上記のメカニズムは、個別食品規格と GSFA における食品添加物条項の相違を確実に最小限に抑える可能性がある」と説明した。

議長は、部会に対し、特定のオプションに限定するのではなく、より包括的な方法で協力するよう奨励し、更なる協議の必要性を指摘した。

短い議論の後、部会は、中国が関心のある加盟国及びオブザーバーと、討議文書に概説された問題について非公式協議を開催し、食品添加物条項の相違につながる特定された課題に対処するための実行可能な提案を作成することに同意した。

中国は、CRD35 に含まれる非公式協議からの提案を提示し、部会によって承認された。

議長は、整合作業の主な目的はコーデックス内で食品添加物に関する唯一の規格を設けることであり、CCFA は GSFA と個別食品規格間の食品添加物条項の乖離／不整合を最小化し、整合作業の負担を軽減する最善の方法に焦点を当てるべきである、と繰り返した。

(結論)

部会は、整合に関する以下の作業目標に同意した。

- 食品添加物の唯一の参照すべき規格である GSFA を強化する。
- 個別食品規格の特定の食品添加物条項の組み込みを可能な限り最小限に抑える。
- 個別食品部会／地域調整部会によって開発された将来の特定の食品添加物条項が GSFA に組み込まれるよう、整合作業が確実に完了するようにする。

部会は、著者としての中国と、共著者であるオーストラリア、ブラジル、カナダ、EU、セネガル、米国に対し、以下を要請することに同意した。

- i. 必要な変更が GSFA に対してタイムリーに行われるよう、個別食品部会/地域調整部会によって検討された食品添加物条項の承認と導入のためのガイダンス文書の検討を含む運用を検討する。これらの運用は手続きマニュアルに適合する。これらの運用には、個別食品部会が CCFA に対して提案を行う方法及び CCFA が提案を GSFA にどのような組み込むかに関する情報が含まれる。

- ii. エンゲージメント計画を作成する。計画には、CCFA が個別食品部会／地域調整部会にどのように関与するかが含まれる。

運用とエンゲージメント計画を含む文書は、第 55 回 CCFA の少なくとも 3 か月前までにコーデックス事務局に提供されるべきである。

部会は、この作業は 2 年間の計画になる可能性があり、第 55 回 CCFA で行われる議論に基づいて、第 56 回 CCFA まで、この作業に関する電子作業部会を設立する可能性がある」と指摘した。

議題 9. 酵母の規格策定に関する討議文書

(経緯) ^{1,2}

第 44 回総会 (2021 年) にて、中国から、酵母規格に関する新規作業提案をどの部会に提案すべきか照会があり、コーデックス事務局より CCFA に提案すべきと勧告があった。これを踏まえ、前回会合に、中国から討議文書が提出された。

前回会合では、規格の対象は再考が必要である等の意見があり、関心国等 (中国、フランス、日本、トルコ、COFALEC (オブザーバー団体)) にて、プロジェクトドキュメント (以下、プロドク) を検討し、次回会合にて再度議論することとなった。

(今次会合の議論)

中国から、関心国等によりリバイスされたプロドクでは、規格対象はパン用酵母に絞っている旨、また、国や地域にそれぞれの規格があることが技術的な貿易障壁につながっており、コーデックス規格により障壁の軽減が期待される等説明があった。メンバー及びオブザーバーから、以下の意見が表明された。

EU 及び EU 加盟国 (EUMS)

パン用酵母に関し、食品安全の問題や貿易上の問題はないと認識しており、パン用酵母のコーデックス規格が消費者の健康保護にどのように貢献するのか明確にすべき。

作業を開始するならパン用酵母の規格策定が進められている ISO と協力し、調和したものになるようにすべき。

COFALEC (オブザーバー団体)

パン用酵母の ISO 規格策定作業がコーデックスより先行している。ISO 規格の検討では、消費者への情報提供の観点から多くの品質要件等も盛り込んでいる。

酵母に関して、貿易障壁も食品安全の問題もないと認識しており、コーデックス規格策定は、不必要な作業の重複。ISO 規格の進捗を踏まえて、コーデックス規格の提

¹ 第 44 回コーデックス総会報告 (第 98 回コーデックス連絡協議会資料 54 ページ
https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/attach/pdf/98-2.pdf)

² 第 53 回食品添加物部会報告 (第 106 回コーデックス連絡協議会資料 70 ページ
https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/attach/pdf/106-7.pdf)

案は見直すべき。

また、議場配布資料（CRD）にて表明されたメンバー国の意見のポイントは以下のとおり。

日本

現在、国際規格がないことによる消費者の健康に関する問題や公正な貿易に関する問題はないと認識している。しかし、コーデックス規格を必要とする国があるなら、規格対象はパン用酵母に絞るべき。

カナダ

パン用酵母のコーデックス規格策定により解消される貿易障壁や、コーデックス規格が策定されない場合メンバー国へどのような影響があるのかもっと情報が欲しい。これらの情報は、ISO 規格と矛盾しないコーデックス規格を策定するため、また、貿易の問題を解決するために規格の範囲（スコープ）が適切かを理解するために重要。

モロッコ

CCFA で本作業をすることが適切か疑問。

韓国、ケニア、南アフリカ、カーボベルデ、エジプト、ガーナ、ブルンジ
パン用酵母の新規作業提案を支持

これらの意見に関し、中国より、

- ・ ISO とコーデックスでは、メンバーシップ（注：会員数や参加者を指していると思われる）、WTO 協定下での認識のされ方、規格の目的が異なる
- ・ パン用酵母の規格策定を CCFA にて行うのが適切かという点については、第 44 回総会（CAC）の議論を踏まえたものであり、CCFA において過去に食塩の規格（CXS53-1981）を策定したことがある
- ・ 酵母の規格を持っていないメンバー国が多いので、コーデックス規格ができれば規格が必要な国にとって指針になる旨説明があった。

コーデックス事務局からは、ISO 規格とコーデックス規格の不整合を防止するために両者が協力することを推奨する、両者はメンバーシップが異なり、規格の用途が異なる可能性があるとの説明があった。

議長より、新規作業提案に概ね支持が得られたとされ、続いてプロドクの確認が行われた。

（プロドクの記載について）

EUMS より、プロドクの製品定義中の「パン用酵母は、例として *Saccharomyces cerevisiae* に属する単細胞真菌の一種（原文：Baker' s yeast refers to a type of

unicellular fungus belonging to the species of *Saccharomyces cerevisiae* as example)」との記載に関し、規格対象を明確にするため *Saccharomyces cerevisiae* に限定すべきとの意見が出された。

この点については、関心国等にてプロダクのリバイスを行っていた際、フランスからも同様の提案があった。その際、我が国は、*Saccharomyces cerevisiae* に限定して問題ない旨、国内関係者から情報提供を受けており受け入れ可能であったが、中国が、他の種も使用されている可能性があるため専門家に確認したいと主張し、*Saccharomyces cerevisiae* に限定しない記載ぶりになっていたという経緯がある。

しかし、今次会合では、中国も *Saccharomyces cerevisiae* に限定することを受け入れ可能である旨表明し、以下のとおり修正されることとなった。

「パン用酵母は、例として *Saccharomyces cerevisiae* に属する単細胞真菌の一種（原文：Baker's yeast refers to a type of unicellular fungus belonging to the species of *Saccharomyces cerevisiae* as example）」

（結論）

パン用酵母の新規作業提案について、第47回総会にて承認を諮ることに合意した。また、総会の承認を前提に、電子作業部会（議長：中国、共同議長：フランス、トルコ）にて規格原案を作成することに合意した。

議題 10. その他の事項及び今後の作業

部会は、他の作業は提案されていないと留意した。

議題 11. 次回会合の日程及び開催地

第55回 CCFA は、2025年3月24～28日に開催される予定であるが、最終的な取り決めはコーデックス事務局と協議した主催国政府の確認が必要であるとされた。

食品添加物部会（CCFA）の作業の概要及び状況

責任者	目的	事項	ステップ
第 87 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	採択	食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案	5/8
		GSFA の食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂	—
		GSFA 前文の附属書 B(食品分類 01. 4. 3) 及び GSFA 前文の附属書 C の記述子の改訂	
		食品添加物の国際番号システム (INS) の修正原案	5/8
		2 つの CCMMP 規格、4 つの CCPFV 規格、6 つの CCNFSDU 規格、2 つの CCNE、2 つの CCASIA 規格、1 つの CCLAC との整合に伴う GSFA 添加物条項の改訂	—
		ジェランガムの INS 番号が INS418(i)に変更されたことに伴う GSFA 表 1、2 及び 3 の条項修正	—
		2 つの CCMMP 規格、1 つの CCPFV 規格、1 つの CCASIA 規格及び 1 つの CCLAC の食品添加物区分の改訂	—
		「キュウリの漬物の規格 (CXS 115-1981)」、「ジャム、ゼリー、マーマレード規格 (CXS 296-2009)」における食品添加物条項の改訂	
		チーズの個別食品規格における修辭上の修正	
		ジェランガムの INS 番号を INS 418(i)に変更することによる「水を含むココナッツ製品ーココナッツミルク及びココナッツクリーム」規格への結果的修正	
第 87 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	採択	GSFA の食品添加物条項 (廃止)	
		GSFA の食品添加物条項の案及び原案 (中止)	
第 87 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	情報	ステップ 2 における GSFA の食品添加物条項原案の新規提案	

責任者	目的	事項	ステップ
CCASIA	行動	<p>要請事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CXS 298R-2009 の第 4 節 の表から合成リボフラビン (INS 101(i)) を削除することの可否を確認し、表 3 における添加物としての使用を認めること ● リボフラビン群の他の個々の添加物が CXS 298R-2009 に適合する食品への使用を許容するかどうか、又は使用を合成リボフラビン (INS 101(i)) に限定する理由があるかどうかを明確にすること ● カロテノイド関連食品添加物 (INS 160a(i)、160a(iii)、160a(iv)、INS 160a(ii) 及び INS 160e) の使用の正当性と最大濃度を CXS 322R-2015 の第 4 項の表に記載し、β-カロテンに対する CCFA のリスク管理アプローチを認めること <p>以下の質問に対する回答を提供すること。 「CXS 323R-2017 の対象となる海苔製品について、GSFA の食品分類 04.2.2.2 及び 04.2.2.8 との関連に加えて、以下の野菜加工食品分類の 1 つ以上との関連も考えられるか：食品分類 04.2.2.1、04.2.2.3、04.2.2.4、04.2.2.5、04.2.2.6 及び 04.2.2.7」</p>	
CCFO	行動	「ファットスプレッド及びブレンドスプレッドの規格 (CXS 256-2007)」に適合する製品に INS 243 を防腐剤として使用する技術的正当性のガイダンスを提供することを要請	
CCNFSDU	行動	GSFA の食品分類 13.1、13.2 及び 13.3 の範囲に含まれる個別食品規格において、メタクリル酸共重合体 (BMC) (INS 1205) の技術的必要性／正当性を評価するよう要請。これらの個別食品規格には、CXS 72-1981、CXS 156-1987、CXS 73-1981、CXS 74-1981 及びコーデックスガイドライン CXG 95-2022 が含まれる。	
第 47 回 CAC FAO/WHO	情報 フォロー アップ	JECFA による評価のための優先物質リスト	

責任者	目的	事項	ステップ
加盟国	情報行動	ADI の変更並びに第 96 回及び第 97 回 JECFA からのその他の勧告の結果として必要な行動	
加盟国 電子作業部会（議長国：カナダ、共同議長国：米国、日本） 第 55 回 CCFA	立案 討議	<p>CCASIA 地域規格の整合：CXS 298R-2009；CXS 301R-2011；CXS 322R-2015；CXS 354R-2023；CXS 355R-2023</p> <p>CCNE 地域規格の整合：CXS 257R-2007；CXS 258R-2007；CXS 259R-2007；CXS 341R-2020</p> <p>CCSCH 規格の整合：CXS 342- 2021；CXS 343-2021；CXS 344-2021；CXS 345-2021；CXS 347-2019；CXS 351-2022；CXS 352-2022；CXS 353-2022</p> <p>GSFA との整合以前は、CXS 19-1981 の対象となる植物油に着色料を使用することを認めていなかった GSFA の食品分類 02.1.2 への着色料の条項を検証及び更新する。</p> <p>強化米におけるメタクリル酸共重合体（BMC）（INS 1205）の限定的使用を導入し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「米の個別食品規格（CXS 198-1995）」に食品添加物の節を導入し、GSFA の食品分類 06.1 の特定の担体への適切な言及を含め、 ● 必要に応じて FC 06.1 の食品添加物規定を変更し、 <p>さらに、表 3 注記のアプローチに従い、GSFA の表 1 及び 2 から移行すべき表 3 添加物のリストを更新する。</p>	
加盟国 物理作業部会（議長国：カナダ） 第 55 回 CCFA	討議	個別食品部会から付託された食品添加物条項、整合と承認に関する電子作業部会の報告	
加盟国 電子作業部会（議長国：米国） 第 55 回 CCFA	立案 討議	<p>GSFA の食品分類 02.2.2 におけるパプリカ抽出物（INS 160c(ii)）の使用の技術的正当性に関する CCF028 からの回答、食品分類 01.2.1 におけるビキシンベースのアナトー抽出物（INS1 60b(i)）の承認条項の撤回、食品分類 07.1 におけるアスパルテム（INS 951）の承認条項について、実際の使用濃度及び代替注釈の適用に関するコメント、食品分類 01.0～08.0 及びそれらのサブカテゴリー、並びに食品分類 01.0～08.0 及びそれらのサブカテゴリーに含まれる注釈 161 を有する着色料に関する承認条項（上記箇条書き i 及び ii に記載された着色料を除く）、並び</p>	

責任者	目的	事項	ステップ
		に CRD02 付属書 5 に含まれる GSFA のステップ 2 に記載された条項。 GSFA に関する電子作業部会の報告書、及び GSFA の新規条項及び／又は改訂条項の提案に関する CL への回答。	
加盟国 電子作業部会（議長 国：ベルギー、共同議 長国：イラン） 第 55 回 CCFA	コメン ト立案 討議	食品添加物の国際番号システム（CXG 36-1989）の第 3 節の変更及び／又は追加の提案を求める CL への回答を検討し、ステップ 3 での意見募集のための回付案を作成する。アゾジカルボンアミド（INS 927a）を削除する。青色色素として使用するために細菌が産生するフィコシアニンについて、他国での認可を含め、チリから提供された情報を評価する。	
加盟国 第 55 回 CCFA	コメン ト討議	食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書	
加盟国 物理作業部会（議長 国：米国） 第 55 回 CCFA	コメン ト討議	GSFA の新規又は改訂する食品添加物条項	
加盟国 第 55 回 CCFA	コメン ト討議	JECFA による評価のための優先物質リストへの追加及び変更の提案	
中国、オーストラリア、 ブラジル、カナダ、 EU、セネガル及び 米国 第 54 回 CCFA	立案	作業慣行文書の発展及び GSFA と個別食品規格及びその他のコーデックス関連文書との間の乖離を回避するための関与計画	
加盟国 電子作業部会（中国、 フランス、トルコ） CCFA55 第 55 回 CCFA	立案 討議	パン用酵母の規格原案	

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 43 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

日時：2024 年 5 月 14 日 (火) ～18 日 (土)

場所：ブダペスト (議長国：ハンガリー)

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析法条項及びサンプリングプランの承認
4	分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の点検・更新
4.1	穀類・豆類の分析法の点検・更新
4.2	魚及び魚加工品の分析法の点検・更新
4.3	フルーツジュースの分析法の点検・更新
5	情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) - サンプリングプランアプリケーションを伴う e-book
6	特定の食品マトリクス中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準
7	予防的アレルギー表示に係る分析法
8	CXS 234 において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和
9	CXS 234 への窒素換算係数の収載場所に関するアプローチ
10	同一の品目と条項との組み合わせについて Type I 分析法が収載されている場合の Type IV 分析法の収載について
11	分析法に関する国際機関間会合の報告
12	その他の事項及び今後の作業
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

コーデックス委員会第 43 回分析・サンプリング法部会

1. 開催日時、場所

令和 6 年 5 月 14 日（火）～5 月 18 日（土）、ブダベスト（ハンガリー）

2. 日本からの出席者

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 課長補佐	森 飛洋
農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全危機管理官 (オンライン)	小林 秀誉
農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全科学室長 (オンライン)	浮穴 学宗
消費者庁食品表示課 課長補佐 (オンライン)	宗 伸一郎
消費者庁食品表示課 課長補佐 (オンライン)	宇野 真麻
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課健康影響対策専門官 (オンライン)	井澤 唯史
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課 HACCP 査察専門官	横山 涼子
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課 化学物質係長	山本 響子
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部 第一室長	渡邊 敬浩

3. 概要

コーデックス分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 第43回の物理的作業部会 (PWG)、本会合に出席し、日本代表として、対処方針に基づき先進国の 1 つとして各議題に対応・貢献した。主要議題の概要は以下のとおり。

議題 3 コーデックス規格中の分析法条項及びサンプリングプランの承認

各部会で策定された規格に記載されている分析法、サンプリング法は、CCMAS による技術的な検討を経て承認されなければならないこととなっている。今次会合で検討されたものは以下の通り。

① 汚染物質部会 (CCCF) 関係

魚類中のメチル水銀の分析法条項及びサンプリングプランについての承認依頼があった。特にマグロ中のメチル水銀のサンプリングプラン（どの部位を分析するか）は我が国にとって経済的に大きな問題となり得るため、CCCF においては魚の部位別濃度データを提出して検討を主導してきたところ。

CCMAS においては、サンプリングプランに含まれる決定規則を他と整合させるための軽微な修正はあったものの、我が国にとって重要な点については修正することなく、第 47 回総会 (CAC) の採択に諮ることで合意した。

② スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 関係

カルダモン、オールスパイス・ジュニパーベリー・八角、ターメリック、乾燥・脱水ショウガ、クローブ、乾燥バジル、サフラン、ナツメグ、乾燥・脱水チリペッパー及びパプリカの規格に含まれる分析法条項について、2023年に開催された CCMAS 第 42 回会合で一度議論されたが、不明な点や情報が不足している点が多々あり、CCMAS から CCSCH に対して質問を投げかけていたもの。

今般、CCSCH から質問に対する回答及び再度の承認依頼があった。議論の結果、ターメリックにおけるクルクミノイドの分析法等、一部の分析法を除いて承認することに合意した。

③ 油脂部会 (CCFO) 関係

分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999、以下「CXS 234」という。) に収載する分析法は、個別規格中に規定のある項目に限ることとなっている。今般、PWG において、オリーブオイルの規格 (CXS 33-1981) には含まれないが、GSFA (食品添加物の一般規格, CXS 192-1995) には含まれる規格 (α トコフェロール含量) に関する分析法が提案されており、これについて CCMAS で承認すべきかどうかを検討した。その結果、GSFA 等に記載された規定に対する分析法についても CXS 234 に収載するよう、承認のルールを変更した。

油脂部会により、オリーブオイル、オリーブポメスオイルの規格 (CXS 33-1981) 並びに魚油の規格 (CXS 329-2017) が見直されたことに伴い、分析法の承認が議論された。サンプリングプラン (ISO 5555 and ISO 661) を含む多数の分析法が承認された (一部の分析法は既存の分析法を廃止し、新たに別の分析法が承認された)。オリーブオイル及びオリーブポメスオイルにおける鉄及び銅の分析法については性能規準を設定し、設定した性能規準を満たす分析法を例示することで合意された。

④ その他 (粉乳中の水分の分析法について)

CCMAS 第 42 回会合において、粉乳中の水分の分析法として既に Type I 分析法¹ (ISO 5537 | IDF 26) が存在するが、ウルグアイ、ブラジル、アルゼンチンは、既存の Type I 分析法での分析が困難であることを理由に、新たな分析法を提案し、関連する妥当性確認データが提出された。同一品目と分析条項の組合せにおいて、Type I 分析法が存在する場合に Type IV 分析法²を承認しない厳格な規則が存在しないこと、及び既に同一品目と分析条項の組合せにおいて Type I 分析

¹ 分析法の定義自体により分析値を決定づける分析法が該当。つまり、同じものを分析したとしても (例えば、粉乳中の水分含量)、分析法が異なれば、分析値も異なる。そのため、Type I 分析法は、1つの項目につき1つしか設定されず、また、Type II 分析法や Type III 分析法が並置されることはない。一方、Type IV 分析法の共存については、ルールに明記されていない。

² 従来使用されていた分析法や最近開発された分析法が該当し、Codex の分析法の性能規準に適合するか否かのデータが不足している分析法が該当する。

法と Type IV 分析法の共存を認めた前例があることを理由に、提案のあった分析法（IDF により廃止された IDF 26A:1993 とほぼ同一の分析法）は Type IV 分析法として承認された。その際、ホエイパウダー、デイリーパーミエートパウダーについては、必要なデータが提出されていなかったため、データの提出を求めるとともに、CCMAS 第 43 回会合において検討することとなった。

今次会合において、ウルグアイ等が提案した分析法について、ニュージーランドから、前回会合の際の約束であった追加の妥当性確認試験の結果が提出されていないこと、ホエイパウダー、デイリーパーミエートパウダーについては、ウルグアイ等が提案している分析法では、測定対象が異なってしまう*ことから、承認すべきではないとの意見が出された。

ホエイパウダーについては、ウルグアイ等が提案した分析法が適用できるかどうかについて、ニュージーランド、ウルグアイ、ブラジル、国際酪農連盟（IDF）、オーストラリア、そして EU により構成されるグループによって関連情報をとりまとめ、分析法の評価を行い討議文書を作成して次回となる CCMAS 第 44 回会合の直前に行われる PWG に提出することに合意した。なお、十分なデータがないため、デイリーパーミエートパウダーを対象とする分析法の承認に関する議論は、別途継続検討することが合意された。

*コーデックスの各種粉乳規格（CXS 207-1999、CXS 251-2006、CXS 289-1995、CXS 331-2017）では、「ラクトース結晶に含まれる水は水分に含まない」とされているが、ウルグアイ等が提案している分析法の加熱温度は 102℃でありラクトース結晶に含まれる水を水分として量り込んでしまうと考えられる。なお、Type I 分析法の加熱温度は 87℃であり、上記の量り込みは無いと考えられる。

議題 4 分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新

Codex 委員会が推奨する分析・サンプリング法規格（CXS 234）に記載されている分析法について、規格の採択後に古い分析法が廃止になったり、新しい分析法が開発されたりしているが、これらが CXS 234 に反映しきれていないことから、この状況を打開するため、すべての分析法を見直すもの。

今次会合では、穀類・豆類、魚・魚加工品、果物ジュースの分析法の見直しについて議論がなされた。

穀類・豆類について、ソルガム粉、コーングリッツ、デュラム小麦、植物性タンパク質製品、小麦粉、小麦タンパク質製品等様々な穀類・穀類製品の灰分分析法は、点検され一部は修正提案されたが、灰化温度を特定することができなかつたために承認されなかつた。そのため、CXS 234 に含まれる現在の灰分分析法は変更せずに維持するものとされた。今後は、CCMAS が修正提案した分析法を承認するために各品目規格が意図する灰化温度の情報が必要であり、また 2 つの分析法を Type I として承認できるようにするためには、例えば、灰化温度を 550℃と 900℃とに区別して規格を変更する必要があると考えられた。そのため、各品目規格において元々

意図されていた灰化温度を決定するための支援が得られるか、得られない場合には、ある品目規格(CXS 152、CXS 154、CXS 155、CXS 172、CXS 173、CXS 202)については灰分の分析条項を 550°Cと 900°Cとに区別しこれらの分析条項について推奨される2つの分析法を承認可能かについてCACの助言を得るものとされた。

魚・魚加工品について、貝毒(オカダ酸類、ドーモイン酸、アザスピロ酸)に対する分析法の性能規準を、EUの新しい分析法に合わせて厳しく改訂する提案が出されていたが、PWGにおいて、EUの分析法で実際に達成可能な回収率である70-130%にすべきとの発言がEUからあり、この修正が受け入れられた。

また、キンメダイ等中のメチル水銀分析法として例示されている分析法の1つが、トルエンを使用する分析法であることを理由として削除が提案された(有害化学物質を使用しない分析法が好ましいため)。しかし、分析に用いる化学物質としてトルエンは毒性が非常に高いとはいえ(より毒性が強いベンゼンの代わりにトルエンを利用する分析法に置き換えること等が従前行われていた)、トルエンやそれと同等の毒性の化学物質を使用しないようにすると、その他多くの分析法に影響を及ぼすため、維持されることとなった。

フルーツジュースについて、フルーツ及び野菜ジュースを対象とする分析法開発を担当するCEN/TC 174が活動しておらず、CXS 234には30のEN分析法が収載されており、現在では国際果物野菜ジュース協会(IFU)の分析法だけが利用できる状態であることが報告された。電子的作業部会(EWG)の議長国を務めたドイツは、現在利用可能な分析法についてのみの点検作業と性能規準設定を継続すること、またEN分析法の削除を決定し、EWGの全てのメンバーがIFUの分析法を閲覧できるようにする必要があると説明した。IFUはEWGによる点検作業を支援する意思を示した。そのためCCMASはドイツを議長国とするEWGを再設置し、点検作業を続けることに合意した。

また、穀類・豆類、魚・魚加工品の分析法の見直しが無事終了したため、EWG(議長国:セルビア、共同議長国:米国)を設置し、ココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。

議題5 情報提供文書: サンプルングの一般ガイドライン(CXG 50-2004) - サンプルングプランアプリケーションを伴う e-book

サンプルングの一般ガイドライン(CXG 50-2004)の改訂版はCCMAS第42回会合での合意を経て第46回CACで採択済みであるが、当議題では、本ガイドラインを解説するための情報提供文書の開発について議論するもの。

EWGの議長国であるニュージーランドから、整理すべき事項等が説明された。我が国は、CXG 50が扱うサンプルングプランの範囲を超えた統計学的な理論を含めることは、CXG 50の改訂理由であった「わかりやすい文書」の作成に反することを趣旨としてコメントを提出している。このコメントも踏まえ「現在の情報提供文書は、サンプルングプランを設計する情報源として有益である。しかし、CXG 50の範囲を

超えたコンセプトが含まれている。情報提供文書の主たる読者は、特定の分析条項と品目の組み合わせを対象とする受け入れサンプリングプランの設計に責任を負うコーデックス委員会の各部会である。そのため、これらのユーザーにとっては、数ある組み合わせを対象にサンプリングアプリケーションを使用して適切なサンプリングプランをどのように開発するのかに特化したよりユーザーフレンドリーなアプローチのほうが有益であろう」とされた。しかし現時点では、整理が不十分であることから今次会合では情報提供文書の内容についての議論はされず、引き続き、EWG（議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ）を再設置し、検討することとなった。なお、当該文書により実装されることになるサンプリングアプリケーションを使ったサンプリングプラン設計を実演し、当該文書に含めるべきと EWG 議長国並びに共同議長国が主張するベイズ統計に基づくサンプリングプランを説明するためのワークショップが CCMAS 第 43 回会合会期中に開催された。

また、再設置された EWG により、CXS 234 にサンプリングプランを掲載するための手順のレビューや、CXS 234 にどのような情報を含めるべきかに関する討議文書が作成されることとなった。

議題 6 特定の食品マトリクス中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準

食品添加物として食品に含まれる硝酸塩及び亜硝酸塩と、野菜などの食品に自然に含まれる成分としての硝酸塩及び亜硝酸塩の分析法について、検討を進めているもの。

EWG の議長国である米国から、関連文書の入手が遅れたこと及び食品添加物部会（CCFA）の質問に対する回答が現時点では不十分であることが説明された。また、コーデックス事務局からも CCFA からの質問に対して包括的な対応が出来ていないとの指摘があった。

以上のことから、引き続き、EWG（議長国：米国、共同議長国：オーストラリア）を設置し、検討することとなった。

議題 7 予防的アレルギー表示に係る分析法

コーデックス食品表示部会（CCFL）において検討されている予防的アレルギー表示のためのアレルギーの分析法について、検討を進めているもの。

EWG の議長国である米国から、参加国の分析法を入手しリスト化を行ったが、これらの分析法が目的に合致したものなのか否かの検討ができていない等の理由から、さらなる検討が必要な旨の説明がなされた。

そのため、今次会合で提案された分析法について、妥当性確認のデータを提出するよう、加盟国・機関に求めることとした。また、EWG（議長国：米国、共同議長国：英国）を再設置し、提出された妥当性確認データを AOAC によるガイドライン及び欧州標準化委員会（CEN）による性能要求事項に基づき評価し、片方又は両方の要求

を満たす分析法をリスト化することを合意した。また、優先的に検討すべきアレルギーとして以下を再確認した（グルテンを含む穀類、小麦その他の Triticum 種、ライ麦その他の Secale 種、大麦その他の Hordeum 種及びそれらの製品、甲殻類、魚類、ヘーゼルナッツ、ごま、乳、卵、ピーナッツ、カシューナッツ並びにクルミ）。さらに、CCFL 第 48 回会合に対して、作業状況及び本会合での決定事項を通知することも合意した。

議題 8 CXS 234 において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和

CXS 234 に記載されている分析法に関する原理や条項について、同一のものを指している場合でも別の用語が使用されている場合があり、これらについて整合をとるもの（例えば、moisture content vs moisture。ケルダール法については、「Titrimetry, Kjeldahl digestion」、「Titrimetry(Kjeldahl)」、「Kjeldahl」の記述がある）。

討議文書を作成したブラジルから、作業方針の説明や分析法の原理には分析結果に直結する技術のみを記載する提案等がなされるとともに、さらなる作業のため EWG の設置が提案された。

結果、新たに EWG（議長国：ブラジル、共同議長国；チリ）を設置し、分析法の原理に関する定義や CXS 234 における分析法の原理や名前の形式や名称の調和等に関する作業を行うことに合意した。

議題 9 CXS 234 への窒素換算係数の収載場所に関するアプローチ

窒素含有量からたんぱく質含量を求めるための窒素換算係数について、一貫した手法で、関連文書に記載するためのもの。

討議文書を作成したチリから説明がなされ、現時点で使用されている窒素換算係数が不明確なものについての窒素換算係数案も示された。

これらのうち、乳及び乳製品、乾燥肉 (CXS 350R-2022)、塩漬け豚肩ロース (cooked cured pork shoulder) (CXS 97-1981)、テンペ (CXS 313R-2013) については、既に関連する部会において検討がなされていたため、提示された案で合意した。加えて、以下の点を合意した。

- ・ テヘナ (CXS 259R-2017) については、近東地域調整部会 (CCNE) に対して、窒素換算係数が 5.71 で適切かどうか、検討するよう要請すること。
- ・ 窒素換算係数は CCMAS が提案するのではなく、各品目部会に窒素換算係数を確立するよう要求すべきであること。また、このことについて、各品目部会に通知し、情報提供文書 (CXS 234 に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン) にこの内容を追加すること。
- ・ 窒素換算係数については、CXS 234 の Annex に収載することが合意されたことから、各品目部会に対して、関連する食品規格から窒素換算係数を取り消すよう勧

告すること。

議題 10 同一の品目と条項との組み合わせについて Type I 分析法が記載されている場合の Type IV 分析法の記載について

CCMAS 第 42 回会合において、粉乳水分分析法として既に Type I 分析法が承認済みであっても、分析の実行可能性等を理由に、別の分析法が Type IV 分析法として追加承認された。この Type I 分析法と Type IV 分析法の共存について一般化して議論が行われてたもの。

EWG の議長国であるウルグアイから説明がなされた後、Type I 分析法と Type IV 分析法の共存について、共存あるいは同等性の規準を開発するべきか、共存はあくまで例外として扱うべきか等について、議論がなされた。

結果、共存あるいは同等性の規準は開発せずに、Type I 分析法と Type IV 分析法の共存は正当な理由及び合理的な動機がある場合に、状況ごとに判断して例外的として扱うべきとして合意した。また、このことを手続きマニュアルの修正によって明確にすべきとの意見もあったが、コーデックス事務局の助言に従い、情報提供文書 (CXS 234 に記載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン) に、以下の一文を追記することで合意した。「正当な理由があることを条件として、同一の品目と分析条項との組み合わせに対して Type I 分析法が存在していたとしても、例外として、Type IV 分析法を承認することができる」

議題 12 その他の事項及び今後の作業

○ 食品中のマイクロプラスチック検出のための分析・サンプリング法を調和させることの重要性

国連食糧農業機関 (FAO) から、食品中のマイクロプラスチックに関する分析法及びサンプリング法に関する FAO での取組状況等について、以下の情報提供がなされると共に、CCMAS に対して、マイクロプラスチックに関する分析法とサンプリング法について検討するよう要請があった。

CCMAS 議長から、現時点においてコーデックス規格に規定が存在しない他の物質 (1,2-DAG、PPP) と同様、将来、CXS 234 と切り離して、データ収集を支援するための分析法の検討を行うことが可能である旨、示された。

議論の結果、規格策定機関 (SDO) に、マイクロプラスチックの分析法に関する新しい情報の部会への提供を依頼するとともに、分析法候補についてさらなる情報が得られたときにどのように進めるか検討することとなった。

○ CCMAS の将来の仕事領域

議長より、CCMAS の今後の作業領域として可能性のあるものとして以下が挙げられた。

- 既存ガイドライン (手続きマニュアルに記載されているものを含む) の更新

- 基準への適合性を判断する際の分析の不確かさの扱い
- 化学物質を検出するための生物学的分析法の利用
- 関心を持つメンバーのためのバーチャルトレーニングや国際的な技能試験の組織

議題 13 次回会合の日程及び開催地

2025年5月5日（月）～5月9日（金）、ブダペスト（ハンガリー）にて開催予定。

- 以上 -

分析・サンプリング法部会（CCMAS）の作業の概要及び状況

担当者	目的	事項	ステップ
分析法条項及びサンプリングプランの承認の PWG	検討	キノア中のたんぱく質分析法に関する情報	
EWG（議長：ドイツ）	更新	フルーツジュースの分析法の再検討	
EWG（セルビア、米国）	更新	ココア製品及びチョコレートの分析法の再検討	
EWG（米国、オーストラリア）	情報	特定食品に含まれる硝酸塩、亜硝酸塩分析法	
EWG（米国、英国）	情報	アレルギー表示のための分析法	
ニュージーランド、ウルグアイ、ブラジル、オーストラリア、EU、IDF	文書作成	ホエーパウダー中の水分含量分析法に関する討議文書	
EWG(ニュージーランド、ドイツ)	文書作成	e-book 及びサンプリングプランアプリに関する情報文書の作成 サンプリングプランのレビュー	
EWG(ブラジル、チリ)	文書作成	CXS234 の「原則」に関する名称とフォーマットの調和	
コーデックス事務局	出版	Information document のリバイス	

Codexにおける分析法の分類 - 1

- コーデックス規格の分析条項 (provision) のための分析法
- 校正やルーチンの検査、規制 (regulatory purposes) に使える

Type I Defining Methods

- 分析法の定義自体により分析値を決定づける分析法
- 1つの品目/分析対象について1分析法のみ承認が可能
例:水分の分析法 (常圧、○℃で、○時間加熱した減量)
特定の変換係数を用いて計算

Type II Reference Methods

- 紛争解決や校正のために使用が推奨される参照法
- Type III分析法から1つ選択。
- 1つの品目/分析対象について、1分析法のみ承認が可能

Codexにおける分析法の分類 - 2

Type III Alternative Approved Methods

- コーデックスの要求に適合している分析法 (国際的なプロトコルに基づき複数試験室での妥当性確認がされている)
- 管理、検査、規制のための分析に用いられる分析法
- 複数の分析法を承認可能

Type IV Tentative Methods

- Type I~Type III分析法ではない分析法
- 従来使われていた分析法、最近開発された分析法
- コーデックスの分析法の性能規準に適合するかデータが不足している分析法 (複数試験室で妥当性確認がされていない)